

綾 部 市 地 域 防 災 計 画

震災対策計画編

令和 6 年 6 月

綾 部 市 防 災 会 議

目 次

第 1 編 総 則

	総一	
第 1 章 計画の方針	1	
第 1 節 計画の目的 [一般対策計画編 第 1 編 第 1 章 第 1 節と同じ]	1	
第 2 節 計画の理念 [一般対策計画編 第 1 編 第 1 章 第 2 節と同じ]	1	
第 3 節 計画の修正 [一般対策計画編 第 1 編 第 1 章 第 3 節と同じ]	1	
第 4 節 計画の習熟 [一般対策計画編 第 1 編 第 1 章 第 4 節と同じ]	1	
第 5 節 計画の周知徹底 [一般対策計画編 第 1 編 第 1 章 第 5 節と同じ]	1	
第 6 節 計画の運用 [一般対策計画編 第 1 編 第 1 章 第 6 節と同じ]	1	
第 2 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2	
第 3 章 市の概況	7	
第 1 節 自然的条件 [一般対策計画編 第 1 編 第 3 章 第 1 節と同じ]	7	
第 2 節 社会的条件 [一般対策計画編 第 1 章 第 3 章 第 2 節と同じ]	7	
第 4 章 被害想定	8	
第 1 節 地震の発生場所及び地震の規模の想定	8	
第 2 節 被害想定	9	
第 5 章 計画の目標（防災ビジョン） [一般対策計画編 第 1 編 第 4 章と同じ]	11	

第 2 編 災害予防計画

	予一	
第 1 章 災害に強いまちづくり	1	
第 1 節 砂防関係予防計画 [一般対策計画編 第 2 編 第 1 章 第 1 節と同じ]	2	
第 2 節 河川・排水施設防災対策計画 [一般対策計画編 第 2 編 第 1 章 第 2 節と同じ]	2	
第 3 節 都市防災対策計画	3	
第 4 節 建築物等災害予防計画 [一般対策計画編 第 2 編 第 1 章 第 3 節と同じ]	6	
第 5 節 林野火災予防計画 [一般対策計画編 第 2 編 第 1 章 第 4 節と同じ]	6	

第6節	雪害、風害対策計画〔一般対策計画編 第2編 第1章 第5節と同じ〕	6
第7節	ライフライン等災害予防計画〔一般対策計画編 第2編 第1章 第6節と同じ〕	6
第8節	交通施設等災害予防計画	7
第9節	危険物等災害予防計画	9
第10節	防災施設等整備計画〔一般対策計画編 第2編 第1章 第7節と同じ〕	11
第11節	地震防災緊急事業五箇年計画	12
第2章	災害に強いシステムづくり	13
第1節	防災業務体制整備計画〔一般対策計画編 第2編 第2章 第2節と同じ〕	14
第2節	医療救護体制整備計画〔一般対策計画編 第2編 第2章 第3節と同じ〕	14
第3節	避難体制整備計画〔一般対策計画編 第2編 第2章 第4節と同じ〕	14
第4節	食料、飲料水及び生活必需品確保計画 〔一般対策計画編 第2編 第2章 第5節と同じ〕	14
第5節	文教災害予防計画〔一般対策計画編 第2編 第2章 第6節と同じ〕	14
第3章	災害に強い人づくり	15
第1節	ボランティア支援体制の整備〔一般対策計画編 第2編 第3章 第1節と同じ〕	16
第2節	要配慮者対策計画〔一般対策計画編 第2編 第3章 第2節と同じ〕	16
第3節	防災訓練計画〔一般対策計画編 第2編 第3章 第3節と同じ〕	16
第4節	防災知識等普及計画〔一般対策計画編 第2編 第3章 第4節と同じ〕	16
第5節	自主防災組織育成計画〔一般対策計画編 第2編 第3章 第5節と同じ〕	16
第6節	企業等防災対策促進計画〔一般対策計画編 第2編 第3章 第6節と同じ〕	16

第3編 災害応急対策計画

		応一
第1章	活動体制確立計画	1
第1節	活動体制計画	2
第2節	広域的応援計画〔一般対策計画編 第3編 第1章 第2節と同じ〕	12
第3節	自衛隊災害派遣要請計画〔一般対策計画編 第3編 第1章 第3節と同じ〕	12
第4節	受援計画〔一般対策計画編 第3編 第1章 第4節と同じ〕	12
第2章	情報収集伝達計画	13
第1節	地震情報等収集・警戒活動計画	14
第2節	災害情報収集伝達計画〔一般対策計画編 第3編 第2章 第1節と同じ〕	16
第3節	通信運用計画〔一般対策計画編 第3編 第2章 第2節と同じ〕	16

第4節 広報活動計画〔一般対策計画編 第3編 第2章 第3節と同じ〕	16
第3章 消防・救急救助・医療救護計画	17
第1節 消防活動計画〔一般対策計画編 第3編 第3章 第1節と同じ〕	18
第2節 救急救助計画〔一般対策計画編 第3編 第3章 第2節と同じ〕	18
第3節 医療救護計画〔一般対策計画編 第3編 第3章 第3節と同じ〕	18
第4章 避難収容計画	19
第1節 避難計画、避難所の開設・運営〔一般対策計画編 第3編 第4章 第1節と同じ〕	20
第2節 要配慮者応急対策計画〔一般対策計画編 第3編 第4章 第2節と同じ〕	20
第5章 交通対策、緊急輸送計画	21
第1節 交通対策計画〔一般対策計画編 第3編 第5章 第1節と同じ〕	22
第2節 緊急輸送計画〔一般対策計画編 第3編 第5章 第2節と同じ〕	22
第6章 二次災害防止、ライフライン確保等計画	23
第1節 二次災害防止対策計画	24
第2節 公共施設等応急復旧計画〔一般対策計画編 第3編 第6章 第1節と同じ〕	32
第3節 ライフライン等応急復旧計画〔一般対策計画編 第3編 第6章 第2節と同じ〕	32
第4節 農林水産業施設応急対策計画〔一般対策計画編 第3編 第6章 第3節と同じ〕	32
第5節 水防活動計画〔一般対策計画編 第3編 第6章 第4節と同じ〕	32
第7章 被災者の生活支援計画	33
第1節 災害救助法適用計画〔一般対策計画編 第3編 第7章 第1節と同じ〕	34
第2節 給水計画〔一般対策計画編 第3編 第7章 第2節と同じ〕	34
第3節 食料供給計画〔一般対策計画編 第3編 第7章 第3節と同じ〕	34
第4節 生活必需品供給計画〔一般対策計画編 第3編 第7章 第4節と同じ〕	34
第5節 住宅応急確保計画〔一般対策計画編 第3編 第7章 第5節と同じ〕	34
第6節 文教対策計画〔一般対策計画編 第3編 第7章 第6節と同じ〕	35
第7節 ボランティア受入計画〔一般対策計画編 第3編 第7章 第7節と同じ〕	35
第8章 社会環境の確保計画	36
第1節 防疫及び保健衛生計画〔一般対策計画編 第3編 第8章 第1節と同じ〕	37
第2節 廃棄物処理計画〔一般対策計画編 第3編 第8章 第2節と同じ〕	37
第3節 行方不明者の搜索、遺体の埋葬計画〔一般対策計画編 第3編 第8章 第3節と同じ〕	37
第4節 環境保全に関する計画〔一般対策計画編 第3編 第8章 第4節と同じ〕	37
第5節 社会秩序の維持計画〔一般対策計画編 第3編 第8章 第5節と同じ〕	37
第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 〔一般対策計画編 第3編 第9章と同じ〕	38

第4編 災害復旧計画

復一

第1章 公共土木施設災害復旧計画	〔一般対策計画編 第4編 第1章と同じ〕	1
第2章 農林業施設災害復旧計画	〔一般対策計画編 第4編 第2章と同じ〕	1
第3章 資金計画	〔一般対策計画編 第4編 第3章と同じ〕	1
第4章 被災者等生活再建支援計画	〔一般対策計画編 第4編 第4章と同じ〕	1

第 1 編 総 則

一 般 対 策 計 画 編
震 災 対 策 計 画 編
第 1 編 総 則
第 2 編 災害予防計画
第 3 編 災害応急対策計画
第 4 編 災害復旧計画
資 料 編

	総一
第 1 章 計画の方針	1
第 2 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第 3 章 市の概況	7
第 4 章 被害想定	8
第 5 章 計画の目標（防災ビジョン）	11

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

〔一般対策計画編 第1編 第1章 第1節「計画の目的」 P総－1 参照〕

第2節 計画の理念

〔一般対策計画編 第1編 第1章 第2節「計画の理念」 P総－1 参照〕

第3節 計画の修正

〔一般対策計画編 第1編 第1章 第3節「計画の修正」 P総－2 参照〕

第4節 計画の習熟

〔一般対策計画編 第1編 第1章 第4節「計画の習熟」 P総－2 参照〕

第5節 計画の周知徹底

〔一般対策計画編 第1編 第1章 第5節「計画の周知徹底」 P総－2 参照〕

第6節 計画の運用

〔一般対策計画編 第1編 第1章 第6節「計画の運用」 P総－2 参照〕

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、綾部市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
綾 部 市	1 綾部市防災会議及び綾部市災害対策本部に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の措置 4 災害に関する予警報の連絡 5 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 6 災害の防除と拡大の防止 7 救助、防疫等被害者の救助保護 8 避難所における良好な生活環境の確保 9 災害応急対策及び復旧資材等の確保 10 被災企業等に対する融資等の対策 11 被災市営施設の応急対策 12 災害時における文教対策 13 災害対策要員等の動員 14 災害時における交通、輸送の確保 15 被災施設の復旧 16 飲料水の供給 17 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第2 京都府

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中丹広域振興局	1 地震防災に関する組織（京都府中丹広域災害対策警戒・対策支部）の整備 2 地震情報の収集及び伝達 3 災害による被害の調査報告並びにその他関連情報の収集及び広報 4 関係機関に対する要請 5 救援物資・応急復旧資材の確保及び輸送 6 綾部市その他の防災機関等との連絡調整、指示及びあっせん等
中丹東土木事務所	1 災害情報の収集及び伝達 2 河川、道路、橋梁等の被害状況調査並びに報告 3 水防及びその他の応急措置 4 災害の防除及びその拡大の防止 5 災害応急対策及び復旧資材等の確保 6 被災施設の復旧
中丹東保健所	1 災害用医療品等の整備補給 2 医療機関の被害状況調査及び応急対策
京都府綾部警察署	1 被害状況の把握 2 災害情報の収集及び伝達 3 被災者の救出救助 4 被災地及びその周辺における交通規制 5 被災地の犯罪予防

第3 地方行政機関及び公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
京都地方気象台	1 地震の観測並びにこれらに関する資料の収集 2 地震に関する情報の発表及び通知 3 地震に関する知識の普及並びに資料の提供
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	1 公共土木施設の整備及び防災管理 2 水防警報等の発表・伝達及び水害応急対策の支援 3 被災公共土木施設の復旧
財務省近畿財務局 京都財務事務所舞鶴出張所	1 災害時における国有財産又は国有の物品の貸付け及び使用等の応急措置

第1編 総則

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 綾部郵便局	1 災害時における郵便物の運送の確保 2 被災地あて救助用郵便物の料金の免除 (災害の規模に応じ、総務大臣が必要と認める場合に実施する。) 3 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (災害の規模に応じ、総務大臣が必要と認める場合に実施する。) 4 為替貯金の非常払及び非常貸付 5 簡易保険の非常即時払及び非常即時貸付 6 簡易保険積立金による地方公共団体に対する災害復旧資金の融資
厚生労働省 福知山労働基準監督署	1 産業災害予防対策

第4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第7普通科連隊	1 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 京都支店	1 電気通信施設の整備 2 災害時における電気通信の確保 3 被災電気通信施設の応急対策及び復旧
日本赤十字社京都府支部	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2 災害時における被災者の救護及び保護 3 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整 4 義援金品の募集及び配分
西日本旅客鉄道株式会社 綾部駅	1 鉄道施設等の保全 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送 3 JR通信施設の確保及び通信連絡の協力
日本放送協会京都放送局 福知山通信部	1 市民に対する防災知識の普及及び予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 義援金品の募集及び配分

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関 西 電 力 株 式 会 社	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧
関西電力送配電株式会社	1 電力供給施設等の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧
日 本 通 運 株 式 会 社 綾 部 物 流 セ ン タ ー	1 災害時における貨物自動車による救援物資の輸送協力

第6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
株 式 会 社 京 都 放 送	1 市民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 義援金品の募集及び配分

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
医 療 関 係 機 関	1 災害時における医療の確保並びにトリアージなど負傷者の医療、助産及び救護
株式会社エフエムあやべ	1 市民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 義援金品の募集及び配分
土 地 改 良 区	1 水門、水路及びため池等の施設の整備並びに防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 3 たん水の防排除施設の整備及び活動
自 動 車 運 送 業 者	1 安全輸送の確保 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
報 道 機 関	1 市民に対する防災知識の普及及び予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 義援金品の募集及び配分
農業協同組合・森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資又はあつせん 3 生産資材等の確保又はあつせん

第1編 総則

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

建設業協会	1 災害応急対策及び応急復旧の協力 2 災害時における重量建設機械等による協力
石油類・ プロパンガス取扱業者	1 石油類・プロパンガスの防災管理 2 災害時における石油類・プロパンガスの供給
水道工事業者	1 水道施設等の応急復旧の協力

第3章 市の概況

第1節 自然的条件

[一般対策計画編 第1編 第3章 第1節「自然的条件」 P総－6 参照]

第2節 社会的条件

[一般対策計画編 第1編 第3章 第2節「社会的条件」 P総－7 参照]

第4章 被害想定

第1節 地震の発生場所及び地震の規模の想定

京都府に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、東南海・南海地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べれば、その震度や被害は小さなものに止まると考えられている。

一方、内陸直下型地震に関しては、マグニチュード6クラス以下の地震が発生することは、綾部市も含め京都府内では、どの地域においても想定しておく必要があるが、このような地震による被害が局地的なものとなると考えられる。

したがって、本計画においては、府内に大きな影響を及ぼすマグニチュード7クラス以上の大規模な内陸直下型地震を想定することとし、①上林川断層地震、②三峠断層地震、③養父断層地震、④郷村断層地震の4ケースを整理する。

これらの地震の規模については、上記地震発生想定地域の過去の最大規模地震、あるいは、地震が発生した際に生ずる断層の長さの想定等による等価震源距離を用い、距離減衰式による震度予測により、いずれも最大の場合を予想することとした結果、次のとおり地震の規模が想定されている。

想定地震		マグニチュード	断層の長さ	最大震度予測	市内の震度予測
1	上林川断層地震	7.2	26 km	7	5弱～7
2	三峠断層地震	7.2	26 km	7	4～7
3	養父断層地震	7.4	35 km	7	5弱～6強
4	郷村断層地震	7.4	34 km	7	5弱～6弱

(京都府地震被害想定調査委員会の資料による。)



第2節 被害想定

第1 綾部市の建物被害及び人的被害

地震名		被害棟数（棟）			死者数 (冬早朝) (人)	負傷者数 (冬早朝) (人)	短期避難所 避難者数 (人)
		全壊	半壊・ 一部損壊	焼失建物 (冬夕刻強風)			
上林川 断層地震	京都府全域	39,500	47,600	7,700	1,200	8,300	101,500
	綾部市	16,300	8,670	3,790	470	2,390	24,460
三峠断層 地震	京都府全域	38,300	44,700	7,600	1,200	7,900	95,700
	綾部市	9,880	8,670	2,330	300	1,620	19,120
養父断層 地震	京都府全域	29,000	58,800	4,900	700	7,200	105,100
	綾部市	3,110	6,890	430	60	660	9,770
郷土断層 地震	京都府全域	76,600	60,600	16,300	2,200	12,700	149,400
	綾部市	2,070	5,840	110	40	490	7,400

第2 ライフライン等の被害

(1) 上水道

水道事業者による水道管及び接続部の耐震性の強化が図られてきており、地震による被害が発生しても軽減されるよう対応されてきていると考えられるが、被災の大きい地域を中心に、1995年兵庫県南部地震の際の阪神地域と同様の復旧所要日数2～3か月間を要すると予想される。

(2) 電力

関西電力送配電株式会社では、送電系統の多重化、切替システムの容易化などを進めてきており、復旧時間の短縮化が図られてきているが、被災の大きい地域を中心に、電力の応急送電に約一週間程度を要することが予想される。

(3) 電話

電柱やケーブルなどの所外設備が被害を受ける可能性があり、被災の大きい地域を中心に、1～2週間程度の通話不能が予想される。また、着信通話が集中することが予想されるが、そうした場合、一週間程度の通話規制が予想される。

(4) 道路

道路については、震度6弱以上の強い揺れを生じる地域や地盤の強度が低い地域などでは、1995年兵庫県南部地震におけるのと同様に、橋梁などの損壊、路面の波状変形、舗装のひび割れ等が発生する可能性があり、被害規模が大きいと、復旧に相当の日時を要することが予想される。

また、道路構造物そのものの被害のほかに、沿線の建物倒壊に伴う瓦礫などによって通行障害が発生する可能性があり、特に、幅員の狭い道路で、人家が密集しているようなところでは、通行不能となる可能性が高いと予想される。

幅員が12m以上の広い道路では、瓦礫などによって部分的に通行障害が生じることも考えられるが、構造的な被害を受けなければ、大半は平常どおりの通行が可能であると予想される。

なお、緊急車両の通行確保や落石、土砂崩落の危険性から道路通行が規制される場合がある。

(5) 鉄道

鉄道施設構造物の耐震補強が進められてきているが、発災後の混乱やその他の損傷により鉄道施設が一時的に使用不能となる事態が生ずるおそれがある。また、施設に被害が生じない場合でも、震度5弱などの一定の地震動以上になれば、運行が中止されることになっており、発災時刻によっては鉄道ターミナルに乗客があふれるといったことが予想される。

〔出典：京都府地域防災計画・震災計画編〕

【資料編 既往の地震 資 3-34】

第5章 計画の目標（防災ビジョン）

第1 基本目標

〔一般対策計画編 第1編 第4章 第1「基本目標」 P総－9 参照〕

第2 防災ビジョン

〔一般対策計画編 第1編 第4章 第2「防災ビジョン」 P総－9 参照〕

第3 ビジョン達成への視点

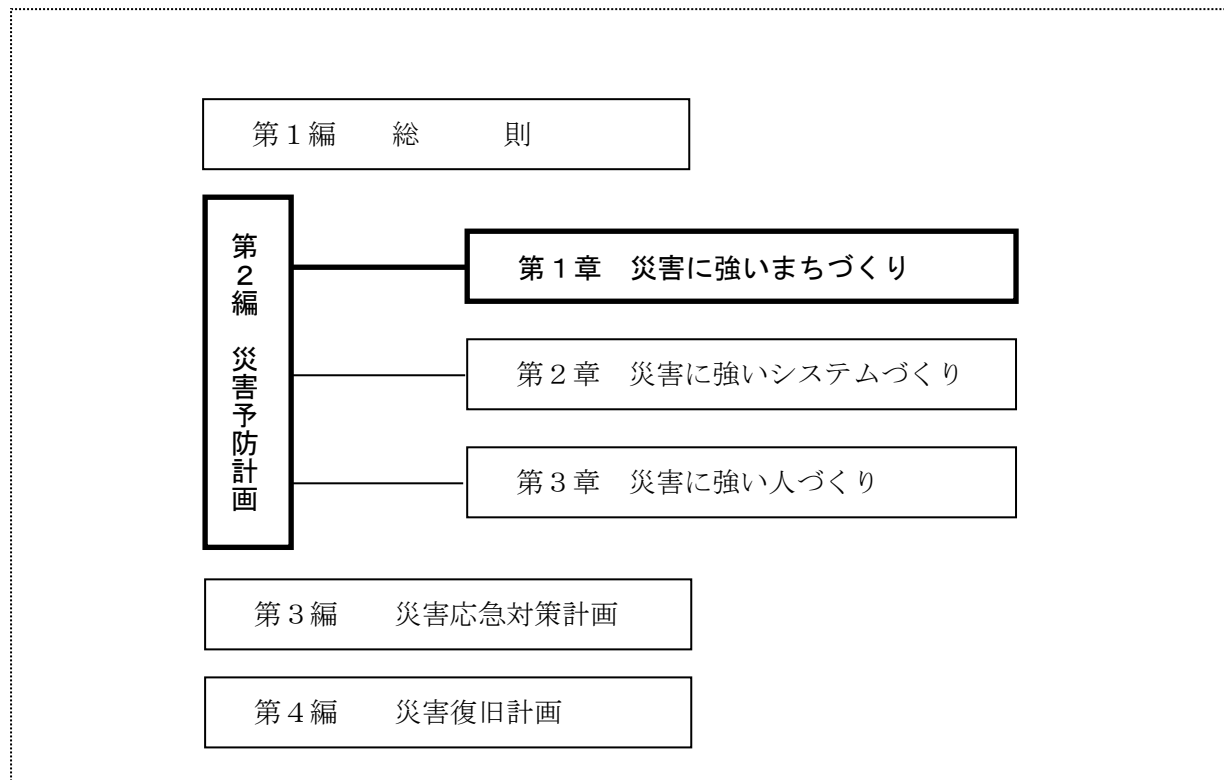
〔一般対策計画編 第1編 第4章 第3「ビジョン達成への視点」 P総－9 参照〕

第2編 災害予防計画

一般対策計画編
震災対策計画編
第1編 総 則
第2編 災害予防計画
第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧計画
資 料 編

	予ー
第1章 災害に強いまちづくり	1
第2章 災害に強いシステムづくり	13
第3章 災害に強い人づくり	15

第1章 災害に強いまちづくり



	予ー
第1節 砂防関係予防計画	2
第2節 河川・排水施設防災対策計画	2
第3節 都市防災対策計画	3
第4節 建築物等災害予防計画	6
第5節 林野火災予防計画	6
第6節 雪害、風害対策計画	6
第7節 ライフライン等災害予防計画	6
第8節 交通施設等災害予防計画	7
第9節 危険物等災害予防計画	9
第10節 防災施設等整備計画	11
第11節 地震防災緊急事業五箇年計画	12

第1節 砂防関係予防計画

〔一般対策計画編 第2編 第1章 第1節「砂防関係予防計画」 P 予－2 参照〕

第2節 河川・排水施設防災対策計画

〔一般対策計画編 第2編 第1章 第2節「河川・排水施設対策計画」 P 予－5 参照〕

第3節 都市防災対策計画

延焼遮断機能と避難機能を併せ持つ公園、避難路の整備、及び市街地整備を計画的に進め、適正な土地利用誘導を行うことにより都市の防災機能の向上を図る。

第1 都市公園の整備

公園は、住民のスポーツ、レクリエーションの場としての機能又は環境保全の場としての機能のほかに、災害時における避難の場あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上重要な役割を持っている。

このため、公園の配置と規模を考慮し、「緑の基本計画」の策定を行い、当該計画に基づき、特に、市街地大火によるふく射熱から安全な有効面積を確保するなど、防災効果の高い公園の整備を推進するとともに、緑道等によりそのネットワーク化を図る。

防災都市としての整備を充実させるため、市街地中心部及びその周辺に立地する都市公園等、重要性の高いものから、防災上の観点を考慮した整備を図る。

また、主要な公園は、防災機能を高めるため、耐震性貯水槽及び防災倉庫を整備する。

第2 市街地の整備

1 市街地の面的整備

市街地の一部に存在する老朽住宅密集地区は、大規模地震が発生した場合等に、家屋の倒壊の危険性が高く、また、火災の延焼、拡大のおそれがあり、消防活動及び避難に支障があることが懸念されるため、土地区画整理事業等の面的整備を行い、災害に強いまちづくりを進めていく。

(1) 土地区画整理事業

- ① 土地区画整理事業は、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質変更と、道路・公園等公共施設の新設を行い、健全な市街地の形成を図る事業である。
- ② 土地区画整理事業は、火災の延焼阻止機能及び避難機能をもつ道路、公園等を確保することから、防災上、極めて有効なものであるため、計画的に推進する。
- ③ 密集市街地の再開発についても土地区画整理事業の活用を検討し、計画的に推進する。

(2) 市街地再開発事業

- ① 市街地再開発事業は、木造建物密集地区等において、建築物と道路・公園等の公共施設の一体的な整備を行い、土地の合理的な高度利用を図る事業である。
- ② 市街地再開発事業は、都市機能の充実を図るとともに、一時避難場所等のオープンスペースの確保、道路等の整備、建築物の耐震・不燃化等を行うことから、災害に強いまちづくりを実現するものであるため、計画的に推進する。

2 住宅市街地の防火性向上の推進計画

住宅市街地の防火性向上のため、住環境整備事業の導入について検討を進める。

(1) 住宅地区改良事業

不良住宅の密集地区、狭あい道路の多い地区等において、不良住宅等を除却し、耐震性、耐火性の高い住宅への建て替えの促進を図るとともに、生活道路及び公園・広場等の整備を行うなど、地区の住環境の整備を行いつつ、地区の防災性の向上を図るため、住宅地区改良事業の実施について検討する。

(2) 住宅市街地総合整備事業

老朽木造住宅が密集する地域において、耐火建築物を中心とした安全で快適な拠点的住宅街区の形成を目指して、生活道路及び公園、広場等の整備や土地所有者等による老朽住宅等の建て替えの推進や避難路等の公共施設整備を図るため、住宅市街地総合整備事業の実施を検討する。

第3 農地・林地の保全

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、防災上も火災の延焼防止、発災時の被災者への生鮮食料品の供給等の重要な役割を担っているため、その防災機能の保全に努める。また、これらの開発に当たっては、乱開発を抑制し、土地区画整理事業等により道路及び公園等の都市施設を整備し、防災機能の保持に努める。

水源涵養及び自然災害防止機能を有する山地についても、その保全を図る。

第4 地盤の液状化対策

液状化現象の発生するおそれの高い地域では、できる限り重要な構造物の建設を回避するとともに、構造物の基礎部の強化を図る。

(1) 危険箇所の把握

各種調査によって市域の危険地域の把握に努める。

(2) 地盤改良

- ① 敷地に排水処理を十分に行うとともに、水抜き設備等を設け、地下水位が高くならないように配慮する。
- ② 敷地等が緩い砂地盤の場合は、地盤の締め固め、反液状化物質の注入による地盤改良を行う。
- ③ 敷地に盛土をする場合は、適宜、地盤改良等の適正措置を講じた上、盛土材に水分の多い土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

(3) 構造物の対策

- ① 構造物の基礎を、杭基礎、鉄筋コンクリート造の版基礎及び布基礎等にする。
- ② 建築物は、平面の細長い形又は複雑な形を避ける。

第5 地盤変位対策

1 危険箇所の把握

造成地及び軟弱地盤等、不等沈下のような地盤変位の発生しやすい危険箇所の把握に努める。

2 地盤改良等

地盤変位に対しても、液状化対策と同様、地盤改良を行い、構造物の十分な強度を持たせるよう配慮する。

第4節 建築物等災害予防計画

〔一般対策計画編 第2編 第1章 第3節「建築物等予防計画」 P 予－7 参照〕

第5節 林野火災予防計画

〔一般対策計画編 第2編 第1章 第4節「林野火災予防計画」 P 予－11 参照〕

第6節 雪害、風害対策計画

〔一般対策計画編 第2編 第1章 第5節「雪害、風害対策計画」 P 予－12 参照〕

第7節 ライフライン等災害予防計画

〔一般対策計画編 第2編 第1章 第6節「ライフライン等予防計画」 P 予－14 参照〕

第8節 交通施設等災害予防計画

道路は、消防、救命救援活動等の防災活動のための根幹的施設であるとともに、避難路、延焼遮断帯等の防災機能を併せ持つものであるため、防災上の見地から整備を進める。

また、生活道路については、市民が避難路に至る経路であり、経路沿いに発生した災害に対処するための緊急道路でもある。生活道路は、市民の防災性や安全性等に配慮して整備を進める。

第1 道路及び橋梁の整備

1 主要道路及び橋梁

- (1) 災害応急対策のための消防・救急・医療・緊急輸送等の緊急自動車及び緊急通行車両が通行できる「緊急輸送路」を指定するとともに、有効な幅員を確保し、構造上必要な改善を図るとともに、大規模災害に備え、並行路線の整備・指定を検討する。
- (2) 舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道等へのアクセス道路の整備を図り、大災害発生の場合の緊急輸送路の確保に努める。
- (3) 市役所を始め、救急告示医療機関、消防本部・消防署、防災関係機関、その他公共施設等の重要施設への連絡路については、その役割の重要度に応じた整備を図る。
- (4) 歩道に防火樹等を植栽し、延焼遮断効果を高める。
- (5) 路上駐車・放置自転車に対処するため、主要道路周辺に、駐車場、駐輪場の設置を検討する。
- (6) 橋梁は、地盤特性に留意した構造とし、安全性かつ耐震性に配慮し、老朽化したものは、重要性の高いものから架替え・改良を推進する。
- (7) 崖崩れ、土石流等からの保全に努める。
- (8) 盛土、切土部分の保全に努める。
- (9) 都市計画道路等の主要道路の整備を促進する。

2 生活道路

- (1) ブロック塀、石塀等の耐震化、又は生け垣等への変更の推進を行う。
- (2) 狭あい道路の解消に努める。

第2 道路及び橋梁のチェック体制の確立

1 事前調査

- (1) 発災時に効果的に現地調査を行うため、道路・橋梁付近の地盤特性の把握を行うとともに、耐震性の点検等を定期的に行って、発災時に緊急調査の必要のある箇所を把握しておく。
- (2) 綾部市以外の者が管理する道路・橋梁についても、発災時に注意の必要のある箇所を把握し、発災時の効率的な現地調査に備える。
- (3) 災害発生時、注意箇所の現地調査を行う部課又は班をあらかじめ定めておく。

2 整備計画

- (1) 道路・橋梁は、耐震点検を定期的に行い、重要性、老朽化等を勘案し、架替え、又は改修等、必要な措置を推進する。
- (2) 崖崩れや土砂災害等の危険箇所については、長期的な改善計画の策定を行い、その改善について国及び京都府等と協議を行う。

第3 緊急の場合の輸送路の確保

1 緊急輸送路の設定等

- (1) 大災害発生の場合の道路使用の混乱に備え、市役所、病院、物資配送センター、緊急ヘリポート及び収容避難所等の防災施設等との連絡路を、あらかじめ緊急輸送路として定めておく。
- (2) 平常時から警察等の協力を得て、不法駐車等、通行を妨げる行為の取締り強化を行う。

2 整備計画

- (1) 緊急輸送路は、構造、幅員等の改善を施し、大災害発生に備える。
- (2) 緊急輸送路の改善は、広域的見地から整合性のとれたものとする。

第9節 危険物等災害予防計画

現代社会においては、高度に発達した都市生活に付随する災害も見られる。このため、特に、震災が発生した場合に、二次的に誘発される可能性のある特殊災害について、予防措置を講ずる。

第1 二次災害の予防

1 危険物施設等の安全対策

危険物施設は、出火のみならず、延焼要因ともなり得るため、従来から、予防査察及び指導によって安全対策を進めているが、地震発生時に備え、次のとおり一般危険物施設の安全指導を図る。

- (1) 危険物の規制に関する政令等に定める基準に基づく、耐震構造及び耐震装置の強化並びに充実
- (2) 発火性又は引火性危険物の管理及び保管の徹底
- (3) 移送、運搬、貯蔵及び取扱基準の順守並びに徹底
- (4) 火気及び危険物の流出事故防止対策の強化
- (5) 危険物保安監督者、危険物取扱責任者及び危険物取扱免状所有者に対する保安教育の実施
- (6) 自衛消防組織の強化及び地震発生時の自主的応急体制の確立

2 化学薬品等の安全対策

化学薬品等を取り扱う学校、病院、研究所及び事業所に対して、保管の適正化を指導するとともに、個別的かつ具体的な安全対策の推進を図る。

- (1) 化学薬品容器の転倒及び落下防止措置
- (2) 化学薬品収納棚の転倒及び落下防止措置
- (3) 化学薬品等収納場所の整理及び整頓
- (4) 混合又は混触発火性物質の近隣貯蔵防止措置
- (5) 初期消火資機材の適正配置

3 大規模建築物の安全対策

高層建築物、スーパーマーケット等、不特定多数の人を収容する施設では、地震の発生と同時に大混乱となるおそれがあり、総合的な建築防災計画の策定を指導するとともに、次のとおり安全対策を推進する。

- (1) 立入検査の重点的实施による安全指導
- (2) 火気使用場所の整理及び整頓並びに火気始末の徹底
- (3) 商品及び陳列物等の転倒及び落下の防止
- (4) 地震時の消防計画の作成
- (5) 高層及び大規模建築物の固定式消火設備の設置

4 高圧ガス施設等の安全対策

高圧ガス施設等の事故は、その規模の大小によって被害の程度が異なるが、ガスが大

量噴出した場合は、周辺への人的被害、火災による家屋等の被害をもたらし、特に、爆発事故の場合は、広範囲に被害をもたらすため、ガス製造事業者等に対しては、自衛消防計画に基づき、広域的災害に対処できるよう、消火、応急処置及び連絡通報体制を主体とした組織、人員の運用並びに教育訓練を実施するように指導する。

また、ガス施設等については、関係法令に定められた技術基準を遵守するように指導の徹底を図る。

5 原子力以外の放射性物質の安全対策

放射性物質の安全対策を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 放射線障害事故防止装置の検討
- (2) 事故発生時における応急措置の検討
- (3) 設備等の耐震性又は補強の検討

第2 情報・管理体制の整備

1 保安指導

- (1) 震災に備えて対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期的又は随時に実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては、改善命令等の必要な是正措置を講ずる。
- (2) 震災に備え、防災関係機関と定期的に協議を行い、取締り指導方針の統一、情報の交換、相互協力、その他連絡調整を図り、必要に応じて学識者を交えた総合立入検査を実施するなど、防災対策に万全を期す。

2 制度の運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保持していない者に対し、適時、講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を習得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 消防法第13条の23の規定に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し、危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

3 施設管理者による情報連絡体系の整備

施設の管理者は、大規模地震によって特殊災害が発生した場合に備えて、各災害に応じた情報連絡体制の整備を行う。

4 特殊災害知識及び避難の在り方の普及

震災を原因とした特殊災害の場合には、不安な心理が先立って大きな混乱を招くおそれがあり、このことが、市及び防災関係機関の災害応急活動の妨げにもなり兼ねないため、特殊災害の知識及び避難の在り方の周知に努める。とりわけ、地震災害によって特殊災害を誘発した場合も含めて、適切な対処の方針を明確にしておく。

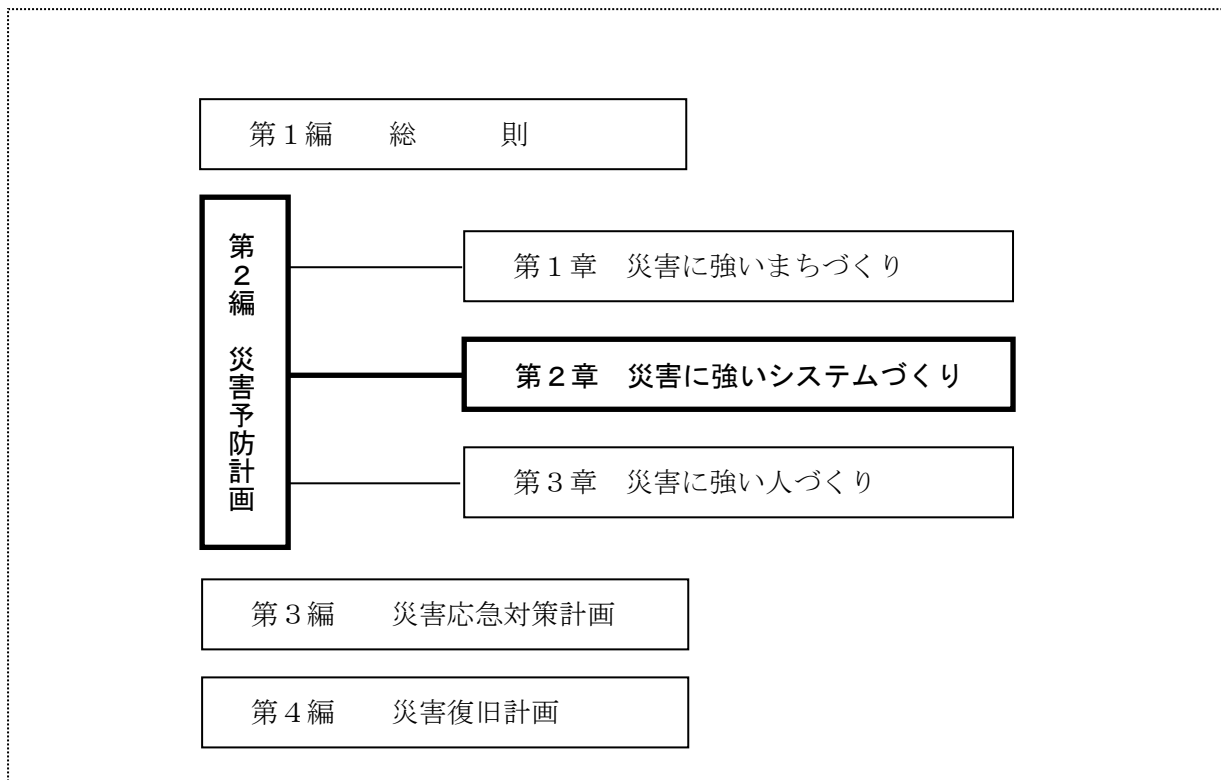
第10節 防災施設等整備計画

〔一般対策計画編 第2編 第1章 第7節「防災施設等整備計画」 P 予－15 参照〕

第11節 地震防災緊急事業五箇年計画

綾部市では、地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、令和3年度から令和7年度までの第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に耐震性貯水槽や消防ポンプ車の整備等を計上するとともに、この綾部市地域防災計画・震災対策計画編に位置付け、順次、事業を計画的に実施していくものとする。

第2章 災害に強いシステムづくり



第1節	防災業務体制整備計画	予ー
第2節	医療救護体制整備計画	14
第3節	避難体制整備計画	14
第4節	食料、飲料水及び生活必需品確保計画	14
第5節	文教災害予防計画	14

第1節 防災業務体制整備計画

〔一般対策計画編 第2編 第2章 第2節「防災業務体制整備計画」 P 予－30 参照〕

第2節 医療救護体制整備計画

〔一般対策計画編 第2編 第2章 第3節「医療救護体制整備計画」 P 予－33 参照〕

第3節 避難体制整備計画

〔一般対策計画編 第2編 第2章 第4節「避難体制整備計画」 P 予－35 参照〕

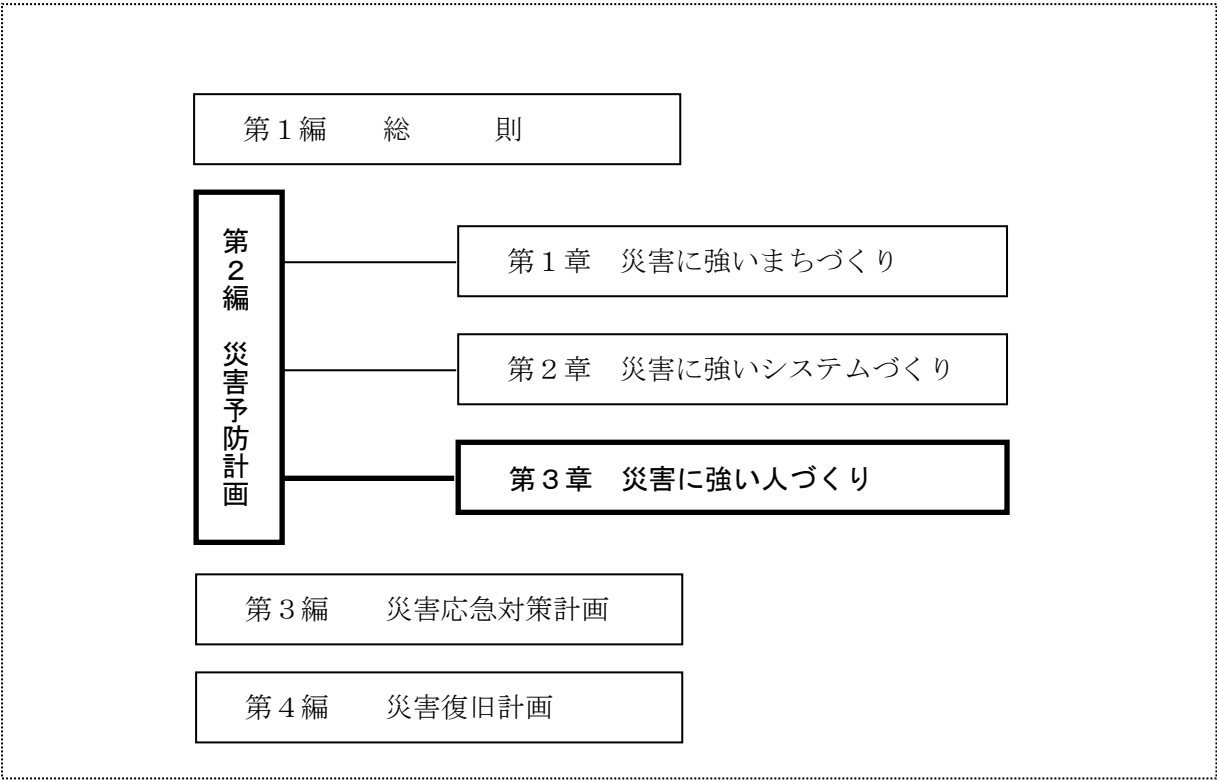
第4節 食料、飲料水及び生活必需品等確保備計画

〔一般対策計画編 第2編 第2章 第5節「食料、飲料水及び生活必需品等確保計画」
P 予－46 参照〕

第5節 文教災害予防計画

〔一般対策計画編 第2編 第2章 第6節「文教災害予防計画」 P 予－48 参照〕

第3章 災害に強い人づくり



		予ー
第1節	ボランティア支援体制の整備	16
第2節	要配慮者対策計画	16
第3節	防災訓練計画	16
第4節	防災知識等普及計画	16
第5節	自主防災組織育成計画	16
第6節	企業等防災対策促進計画	16

第1節 ボランティア支援体制の整備

〔一般対策計画編 第2編 第3章 第1節「ボランティア支援体制の整備」 P 予－52 参照〕

第2節 要配慮者対策計画

〔一般対策計画編 第2編 第3章 第2節「要配慮者対策計画」 P 予－53 参照〕

第3節 防災訓練計画

〔一般対策計画編 第2編 第3章 第3節「防災訓練計画」 P 予－57 参照〕

第4節 防災知識等普及計画

〔一般対策計画編 第2編 第3章 第4節「防災知識等普及計画」 P 予－59 参照〕

第5節 自主防災組織等育成計画

〔一般対策計画編 第2編 第3章 第5節「自主防災組織等育成計画」 P 予－62 参照〕

第6節 企業等防災対策促進計画

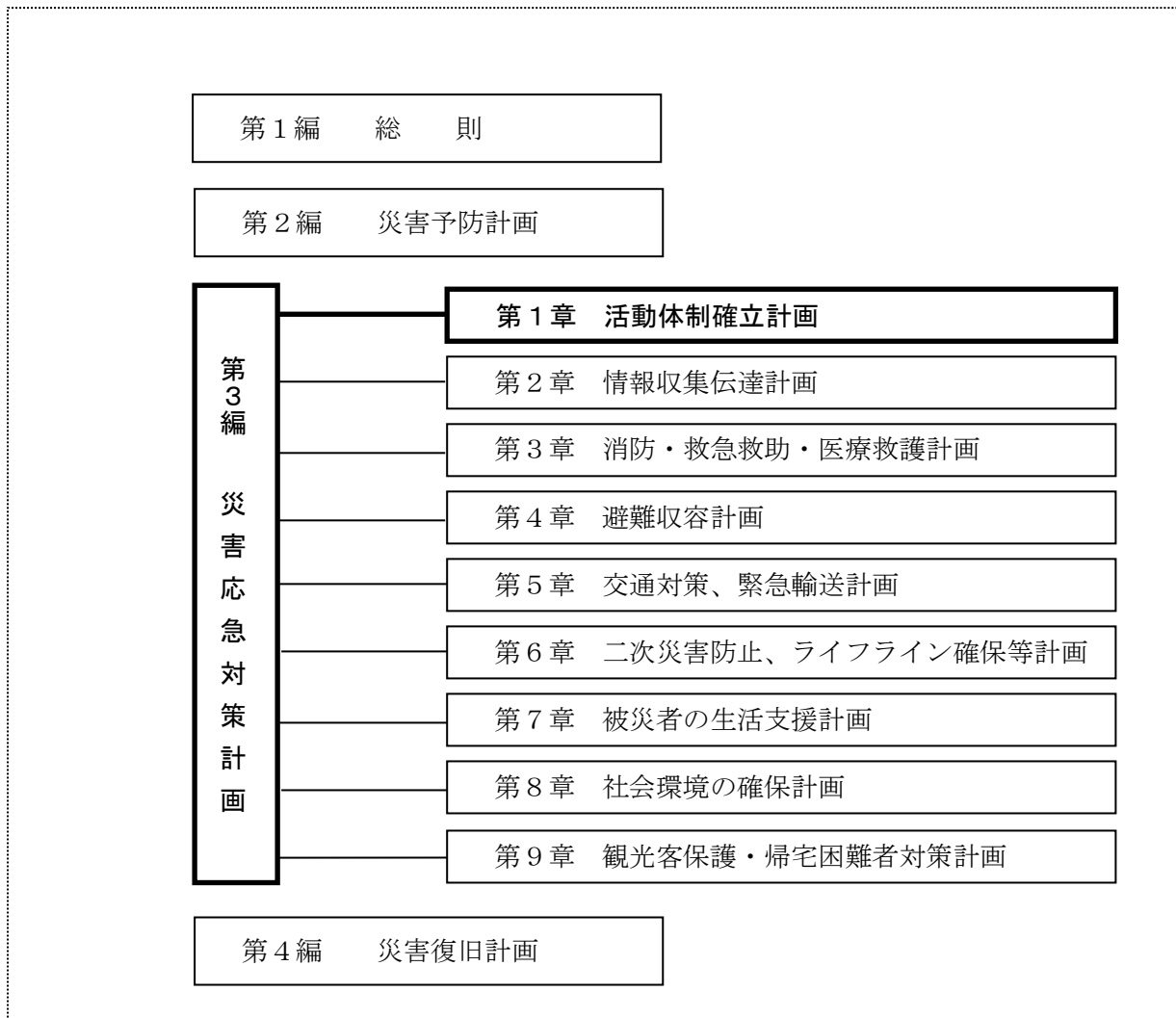
〔一般対策計画編 第2編 第3章 第6節「企業等防災対策促進計画」 P 予－65 参照〕

第3編 災害応急対策計画

一 般 対 策 計 画 編
震 災 対 策 計 画 編
第1編 総 則
第2編 災害予防計画
第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧計画
資 料 編

	応一
第1章 活動体制確立計画	1
第2章 情報収集伝達計画	13
第3章 消防・救急救助・医療救護計画	17
第4章 避難収容計画	19
第5章 交通対策、緊急輸送計画	21
第6章 二次災害防止、ライフライン確保等計画	23
第7章 被災者の生活支援計画	33
第8章 社会環境の確保計画	36
第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	38

第1章 活動体制確立計画



第1節	活動体制計画	2
第2節	広域的応援計画	12
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	12
第4節	受援計画	12

第1節 活動体制計画

地震が発生したとき、関係機関は、相互連携の下に、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、平常体制から災害対策本部体制に切り替えることとし、この場合の組織及び動員について定める。

第1 本部体制及び配備体制

震災時の防災活動を行うため、必要な職員の動員配備体制を定める。

1 動員配備基準

災害の状況区分ごとにおける動員時期、動員内容、参集者は、次に掲げる基準による。ただし、震災の状況に応じて、綾部市長が特に必要と認めるときは、この基準と異なる動員配備体制をとることができる。

動員配備基準

災害の状況	本部体制	配備体制	動員内容	動員人員
1 市域に震度4の地震が発生したとき 2 その他必要により、本部長が当該配備を指令するとき	災害警戒本部	震災警戒配備体制	速やかに災害情報の収集活動ができる体制をとる。	本部員全員 現地調査班
1 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害対策本部	震災配備体制	災害対策本部を設置し、市の全力を挙げて緊急に事態の掌握を行い、必要な地震防災活動を実施する体制をとる。	全職員
1 いったん震災配備体制をとったが、初期混乱期を過ぎ、本部長が当該配備を指令するとき	災害対策本部	震災沈静期配備体制	一般災害の場合の3号配備体制（注2）をとる。 状況に応じ、本部長指示により、配備体制の縮小を行う。	全職員 又は本部長の指示により、必要とされる職員による体制

- 【注】 1 震度は、綾部市役所の観測のものによる。
2 災害対策本部の下で、市の全力を挙げて、地震防災活動を実施する体制である。
3 震度4の地震が発生した場合で参集しない者は、地震後3時間までは自宅待機とする。

2 自主参集

市域に地震が発生したことを知ったとき、その震度に従い、定められた上記動員配備基準により、該当職員は、直ちに自主参集する。この場合、動員配備指令は、原則として行わない。

3 動員配備指令

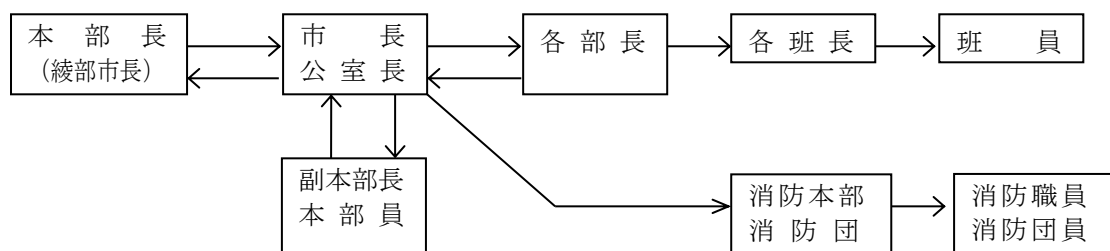
(1) 動員配備指令

震度3以下の地震のため、職員の自主参集を行わなかった場合、又は震度4の地震による震災警戒配備体制をとった場合において、市長が震災配備体制、震災警戒配備体制又は一般災害の場合の配備体制をとることが必要と認めたときにあつては、動員配備指令を行う。

(2) 動員配備指令の伝達

動員配備指令の伝達は、次の経路及び手段により速やかに行う。このため、各部及び各班は、各班の活動計画に従い、配備計画を作成しなければならない。

① 平常執務時の伝達



② 休日又は勤務時間外の伝達及び参集

(ア) 各部長は、所属する班長の連絡方法を把握し、必要に応じて伝達する。

(イ) 消防本部当直者は、防災関係機関から、災害発生のおそれのある気象情報等が通報され、又は市民等から災害発生及びその危険についての情報が通報された場合は、担当課（班）長に連絡する。

第2 震災警戒配備体制

1 災害警戒本部

災害対策本部を設置する以前の体制として、綾部市災害対策本部規程第25条の規定に基づいて災害警戒本部を設置し、各種情報の収集及び震災の応急対策を行う。

(1) 設置基準

綾部市の地域において、震度4の地震が発生したとき。

その他必要により、綾部市災害対策本部本部長が当該配備を指令したとき。

(2) 組織等

本部の組織及び事務分掌は、綾部市災害対策本部に準ずる。

(3) 動員

本部の動員は、綾部市災害警戒本部動員計画に基づいて行う。

(4) 閉鎖基準

綾部市災害警戒本部は、次の場合に閉鎖する。

① 災害の発生するおそれがなくなったと認められるとき。

② 被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したと認められるとき。

③ 綾部市災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の組織及び編成

綾部市災害警戒本部動員計画及び組織は、次のとおりとする。

(1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部・対策本部動員計画に定める。

(2) 警戒本部会議

災害対策本部設置前において、防災活動を実施するに当たっての実施方針及び応急対策の実施事項を決定するため、警戒本部会議を置く。

警戒本部会議は、本部長、副本部長及び本部員の中から本部長が指名する者をもって構成する。また、警戒本部会議は、本部長が召集し、災害の未然防止及び応急対策の基本的な方針を決定する。

第3 震災配備体制

1 目的

地震被害は、突発的かつ同時多発的に発生するため、被害の実態の把握と、その対策の対応が極めて困難である。このため、市域で震度5弱を超える地震が発生したとき、綾部市は、災害対策本部を設置し、震災配備体制とする。

震災配備体制においては、本部補助組織を置き、緊急に情報の収集を行って、市域の被害実態を把握してとるべき対策を明らかにする。また、優先的に人命の救助、救急、医療及び消火活動等に当たるため、各部・班に与えられた事務又は業務を超えた全庁的かつ機動的な対応を行う。

2 災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の場合に設置する。

- ① 綾部市の地域において、震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ② 綾部市の地域において発生した地震が震度4以下であっても、地震による災害又は二次災害を含め、相当な被害が発生したとき。

(2) 閉鎖基準

災害対策本部は、次の場合に閉鎖する。

- ① 災害が終息したと認められるとき。
- ② 応急対策活動が完了したと認められるとき。

(3) 本部長

綾部市長が、綾部市災害対策本部長となる。

(4) 市長等不在の場合の対応

市長が出張等のため不在の場合、本部体制及び配備体制の決定は、副本部長である副市長、教育長の順でいずれかが行い、本部長の職務を代行する。

正副本部長とも不在の場合は、市長公室長及び消防長の順で、本部長の職務を代行する。

(5) 本部員の召集

災害対策本部が設置された場合、本部長である市長は、直ちに対策本部会議を召集する。

3 災害対策本部の組織及び編成

綾部市災害対策本部動員計画及び組織は、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部の組織

災害警戒本部・対策本部動員計画に定める。

(2) 対策本部会議

防災活動の実施方針及び応急対策の実施事項を決定するため、本部長、副本部長及び本部員の中から本部長が指名する者をもって構成する。また、召集は、本部長が行い、災害の防御及び災害応急対策の総合的な方針を決定する。

(3) 各班活動計画の作成

各班においては、それぞれ活動計画を作成し、これに基づいて活動する。

4 震災配備体制における組織

(1) 区 分

震災配備体制における組織は、本部補助組織と緊急被災現場活動組織に区分する。

(2) 本部補助組織

本部会議の下に本部運営部、情報部を置き、正副本部長及び本部会議を補佐する。

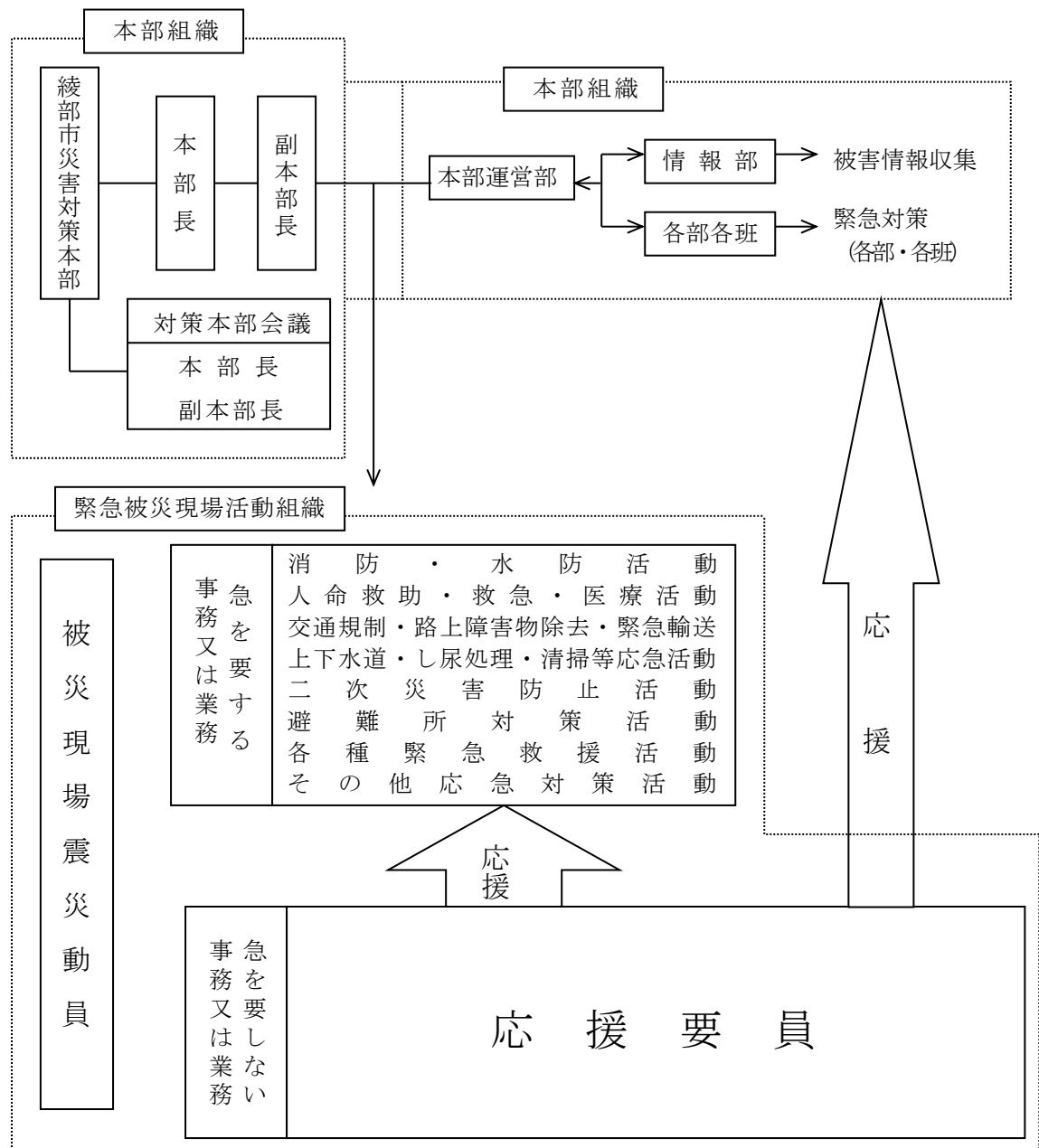
本部運営部、情報部は、市長公室及び企画総務部、会計課、監査委員事務局をもって組織する。

また、本部運営部は、緊急時の特別な対応を図るため、権限の一部移譲を受けることができる。

(3) 緊急被災現場活動組織

災害対策本部組織のうち、災害対策本部及び本部補助組織以外の組織で、災害応急対策活動の具体的、実質的な活動を行う部及び班をいう。

震災配備体制概念図



(4) 応援体制

一般災害の3号配備体制の下に各班に与えられた事務又は業務を行う。ただし、各班に与えられた事務又は業務のうち、急を要しない事務又は業務を分掌する部又は班は、動員班の要請に基づき、本部補助組織あるいは急を要する事務又は業務を分掌する班の応援を行う。

各部、各班間の応援の指示は、事務局が本部会議（本部長）の承認を受けて、これを

行う。

(5) 特定職員の配備

本部補助組織に、あらかじめ特定の部を指定する他、特定職員を指定し、その任務に従事させる。

(6) 本部補助組織の役割等

① 本部運営部

- (ア) 本部長及び副本部長の補佐及び本部会議の円滑な運営を図ること
- (イ) 情報部等から報告される市域の災害情報・被災情報・災害応急対策活動情報を、職員の配備等を含めて、今後の推移、被害の終息方向等を見極めを行うこと
- (ウ) 緊急を要する災害対策活動の内容が、時間とともに変化するのを見極めながら、市の各組織が、全体として均衡のとれた迅速かつ効果的な災害応急対策活動の実施を目的として、具体的な計画を緊急に立案し、本部長又は本部会議の承認を得て指示すること
 - a 機動的な災害応急対策活動を実施するために必要な、応急の本部補助組織の応援体制を立案すること
 - b 被災現場活動が、人命及び財産の保護並びにこれらに関連した緊急を要する活動を、重点的かつ機動的に実施するために必要な部門間の再配備を立案すること
- (エ) 緊急の場合には、前項の全部又は一部の権限を行使することについて、特定の期間を定めて、本部長又は本部会議の承認を得た場合には、事務局が直接判断し、指示、伝達ができるものとする。ただし、この場合、これらの事項は、事前又は事後に本部長及び本部会議に報告し、承認を受けるものとする。
- (オ) 本部運営部要員は、防災・危機管理課、職員課、総務課及び消防本部並びに特定職員若干名を充てる。

② 情報部

- (ア) 本部会議及び事務局の判断材料とするため、市域の災害及び被害、綾部市及び防災関係機関の活動、市民の被災状況等について、情報収集に当たることを目的として活動する。
- (イ) 情報部要員は、秘書広報課及び特定職員若干名を充てる。
- (ウ) 情報整理班は、初期において多くの情報を緊急に整理するため、他部班から応援を求める。

(7) 緊急被災現場活動の役割等

① 事務又は業務の原則

震災配備体制下の緊急被災現場活動は、原則として3号配備（緊急体制）における各部及び各班の事務又は業務に準じて行う。ただし、人命救助、消防・水防及び二次災害防止活動等、緊急性のあるもの以外は、初期において活動を差し控え、本部運営部の指示に基づき、緊急性の高い活動を行う他の部、班及び係の活動の応援を行う。

② 緊急を要する活動

(ア) 緊急を要する活動

緊急を要する活動は、おおむね次のとおりである。

- a 人命救助、救急及び医療関係活動
- b 消防及び水防活動
- c 二次災害防止活動
- d 道路規制、緊急輸送及び応急復旧活動
- e 避難場所対策活動
- f 上下水道、し尿処理及び清掃等のうち、緊急を要する活動
- g 各種緊急対策活動

(イ) 緊急応援

緊急活動に従事する班は、必要に応じて本部運営部に応援要員を要請する。

(ウ) 緊急体制

緊急を要する班以外の班は、緊急を要する活動の応援要員として待機し、緊急に対策室からあった指示に基づき、緊急活動を実施する班の応援を行う。

5 震災配備体制の事務分掌

災害警戒本部・対策本部動員計画に定める。

6 平常時の災害対策本部体制への移行（震災鎮静期配備体制）

地震発生初期の危機的状況を脱し、災害応急対策活動が鎮静化した段階においては、災害対策本部本部長の指示に基づき、震災配備体制を解除して平常時の配備体制に移行する。この場合、災害対策本部本部長の指示により、配備体制の縮小を行うこともある。

(1) 災害対策本部の腕章

災害対策本部が設置され、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の腕章を着用する。

- ① 本部長が着用する腕章には「本部長」と記名する。
- ② 副本部長が着用する腕章には「副本部長」と記名する。
- ③ 本部員が着用する腕章には「本部員」と記名する。
- ④ その他の本部要員が着用する腕章には「災害対策本部」と記名する。

第4 初動期の活動

市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、市職員が個々にとる活動が、結果として組織的な災害対策活動として働くとともに、被害を軽減するような初期活動の方法を定める。

市職員は、震災時について、あらかじめ定められた動員配備基準、災害対策本部開設基準、所属部署の事務分掌、自己の行うべき事務等について、熟知しておかなければならない。

1 勤務時間内に大地震が発生した場合

勤務時間内に地震が発生した場合の初動活動は、次のとおりとする。

(1) 安全

来庁している住民の安全を第一とし、職員一同、併せて机の下に潜るなど、身の安全に徹する。

(2) 緊急放送

緊急放送を行い、地震時の最も基本的な注意事項を繰り返し述べる。

- ① 落下物があるかもしれませんから、あわてて外に飛び出さないでください。
- ② どなたか負傷をした人はありませんか。もしあれば、職員に申し出てください。
- ③ 職員が避難の誘導をしますので、一階玄関付近に集まってください。

(3) 負傷者の救出

住民、市職員等の庁舎内での負傷者は、速やかに救出し、救急手配又は病院へ急行する。

(4) 緊急避難

地震の鎮静化を待ち、余震に備えて、住民の緊急避難のため、危険な通路を避けて屋外の安全な場所に避難誘導を行う。

(5) 事務室等の整理

① 応急処置と緊急処理事務

大震災により混乱した事務室等の整理は、通路を通れるようにすること、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最小限の応急処置にとどめ、速やかに活動計画の樹立等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。ただし、緊急出動を定められた者は、参集と同時に出動準備を先行する。

② 応急整理と整頓

緊急処理事務の処理が一巡した段階で、応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

③ 緊急出動の必要な事務を預かる者は、室内整理に先行して、混乱した機材庫の整理及び出動準備を行う。

(6) 組織的災害応急対策活動の始動

班長の指示に従い、災害応急対策活動を開始する。迅速に活動計画を作成し、要員不足が見込まれる場合は、応援を本部運営部に要請する。

緊急出動を要する部・班は、本部長指示の有無にかかわらず、必要な要員を残して出動する。（緊急出動の項参照）

2 勤務時間外に地震が発生した場合

勤務時間外に地震が発生した場合の初動は、次のとおりとする。

(1) 参集

- ① 市職員は、市域に震度5弱以上の地震が発生したことを知った場合、全員があらかじめ定められた参集場所に急ぎ、参集する。
- ② その地震が、震度4である場合は、震災警戒体制に該当する職員は、直ちに参集する。
- ③ 参集に当たっては、災害応急対策活動にふさわしい安全な服装とする。
- ④ 参集は、原則として徒歩、自転車又はバイクとする。

- ⑤ 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、緊急に最小限の必要な措置を行った上、速やかに定められた参集場所に集合する。ただし、重要な職分にある者又は緊急出動を定められている者は、何をおいてもまず参集しなければならない。
- ⑥ 参集途上において被害の状況を把握し、これを応急被災状況報告書にとりまとめて、所属部・班又は参集場所の長に報告する。
- ⑦ 万一、被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配置に着くことが困難な場合は、通信連絡等により、所属長又は災害対策本部の指示を受けなければならない。

(2) 参集場所の整理

① 応急処置と緊急処理事務

大地震により混乱した事務室等の整理は、勤務時間内と同様、通路を通れるようにするとともに、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最小限の応急処置にとどめ、応急被災状況報告書の記述等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。ただし、緊急出動の必要な事務を預かる者は、参集と同時に、混乱した機材庫の整理及び出動準備を先行する。

② 応急整理と整頓

緊急に処理を要する事務処理が一巡した段階で応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

(3) 現状把握

混乱した室内の応急処置後、既に所属部・班に到達している災害情報や指令書に目を通し、あるいは先に参集した職員から情報を得るなど、自部・班の活動状況、今後の方針、被災状況等について現状把握に努める。

(4) 組織的災害対策活動の始動

班長の指示に従い、災害対策活動を開始する。まず、迅速に活動計画を作成するとともに、本部運営部に参集人員及び参集見込み人員を報告し、要員不足が見込まれる場合は、応援を要請する。

3 緊急出動

(1) 緊急出動を要する事務

緊急出動を要する者は、本部長指示の有無にかかわらず、必要な要員を残して出動する。（「出動に係る留意事項」参照）

次の事務を預かる者は、災害対策本部本部長の指示の有無にかかわらず、部・班の長又はその代行者等の指揮の下、緊急に出動しなければならない。

- ① 災害対策活動の方針を決定するために必要な情報収集に係る事務
- ② 人命救助又は安全に深く関係する道路の安全確認、交通制限及び障害物除去等
- ③ 二次災害危険地区の調査

(2) 緊急出動に準ずる事務

次の事務を預かる部・班は、災害対策本部本部長の指示、通報又は情報入手と同時に緊急に出動を要するので、即刻出動できる態勢を整える。あわせて、必要な情報収集を緊急に行う。

- ① 救急、救助、医療救護等の人命救助
- ② 消火活動
- ③ 避難指示のあった場合の広報、避難誘導及び収容避難所の開設
- ④ 道路、水道、下水、河川等の応急復旧

(3) 緊急出動に該当しない者

緊急出動に該当しない事務を預かる者は、災害対策本部本部長の指示のあるまでは、自部・班に定められた事務分掌に従い、応急災害対策活動の開始の準備を行う。時間に余裕のあるときは、緊急出動をした他部・班で、応急整理のできていない部屋の整理を行う。

(4) 本部指示

本部指示に従い、各部・班は、各々に定められた事務分掌、又は本部からの応援要請に従い、部・班の長又はその代行者等の指揮の下、組織的な応急災害対策活動を開始する。

4 出動に係る留意事項

- (1) 災害が激しく、参集した要員では定められた事務が処理できないときは、本部営部に必要人員、期間を定めて応援要請を行う。
- (2) 応援者は、必ず習熟者とともに活動させる。また、緊急出動する場合でも、各部・班は、応援者のための要員は残す。
- (3) 各部・班は、各種問い合わせ、緊急調査、応急処置等の緊急対策要員、交代要員及び庶務要員を待機させる。
- (4) 出動先周辺の被害状況は、随時、情報部現地調査班に報告する。
- (5) 出動グループは、自班の庶務を担当する職員と緊密に連絡をとり、活動報告を行う。
- (6) 庶務担当者は、自部・班の出動者の状況、活動状況等を把握し、これを本部運営部に報告する。

【別添】綾部市災害警戒本部・災害対策本部動員計画

第2節 広域的応援計画

〔一般対策計画編 第3編 第1章 第2節「広域的応援計画」P 応－6 参照〕

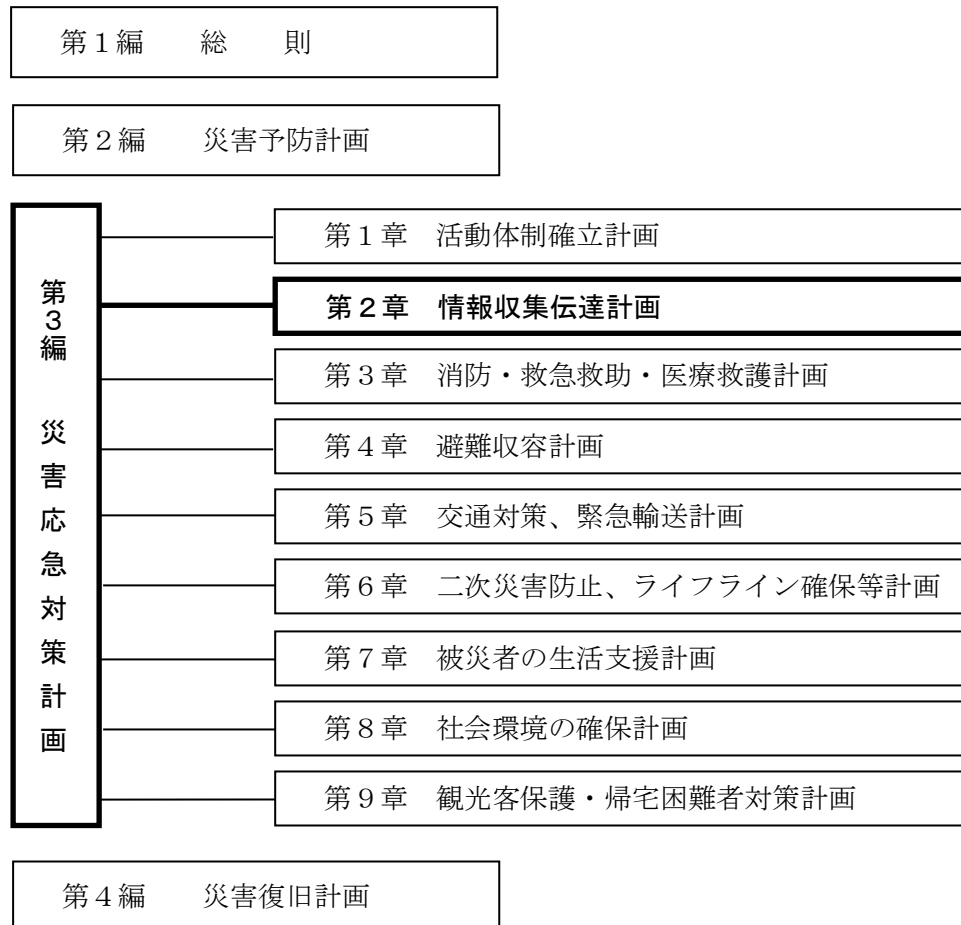
第3節 自衛隊災害派遣要請計画

〔一般対策計画編 第3編 第1章 第3節「自衛隊災害派遣要請計画」P 応－7 参照〕

第4節 受援計画

〔一般対策計画編 第3編 第1章 第4節「受援計画」P 応－9 参照〕

第2章 情報収集伝達計画



第1節	地震情報等収集・警戒活動計画	14
第2節	災害情報収集伝達計画	16
第3節	通信運用計画	16
第4節	広報活動計画	16

第1節 地震情報等収集・警戒活動計画

地震が発生した綾部市域の災害の発生状況、社会秩序の状況、各施設の被害状況を調査するとともに、京都府、その他防災関係機関の有機的連携の下に、迅速かつ的確に情報の収集を図り、この伝達等の周知徹底を図り、的確な応急対策を実施する。

1 地震情報の種類及び発表基準

警報の種類	内容等
地震動特別警報、地震動警報（緊急地震速報）	気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（綾部市は「京都府北部」）に対し、または、長周期地震動階級3以上を予測した場合に、長周期地震動階級3以上を予測した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上や長周期地震動階級4のものを特別警報に位置付けている。

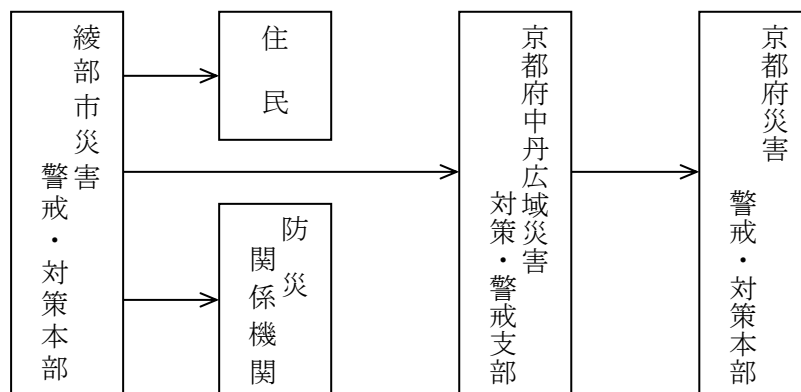
地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（綾部市は「京都府北部」）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

2 情報伝達経路

地震情報等の伝達経路は、次のとおりである。この経路より住民等に対して周知徹底を図る。

情報伝達経路図



3 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により防災関係機関に通報を行う。

(1) 発見者の通報

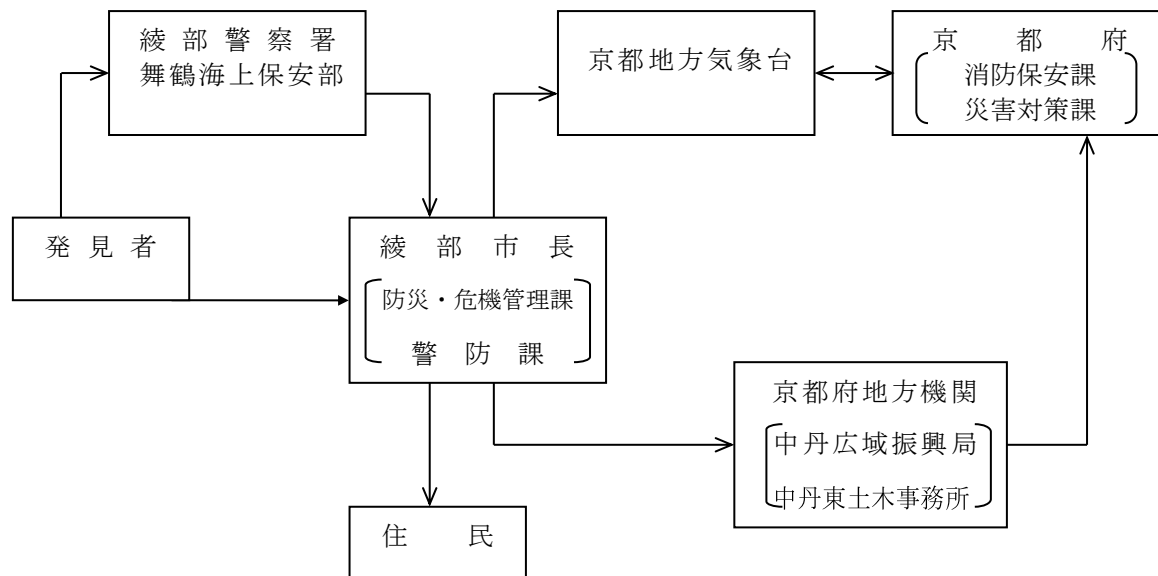
異常現象を発見した者は、直ちに綾部市長、警察官及び消防団員等に通報する。

(2) 警察官、消防団員の通報

通報を受けた警察官又は消防団員は、直ちに綾部市長及び上部機関に通報する。

(3) 市長の通報

(1) 及び (2) により通報を受けた市長は、直ちに消防本部及び府、地方機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。



第2節 災害情報収集伝達計画

〔一般対策計画編 第3編 第2章 第1節「災害情報収集伝達計画」 P 応－11 参照〕

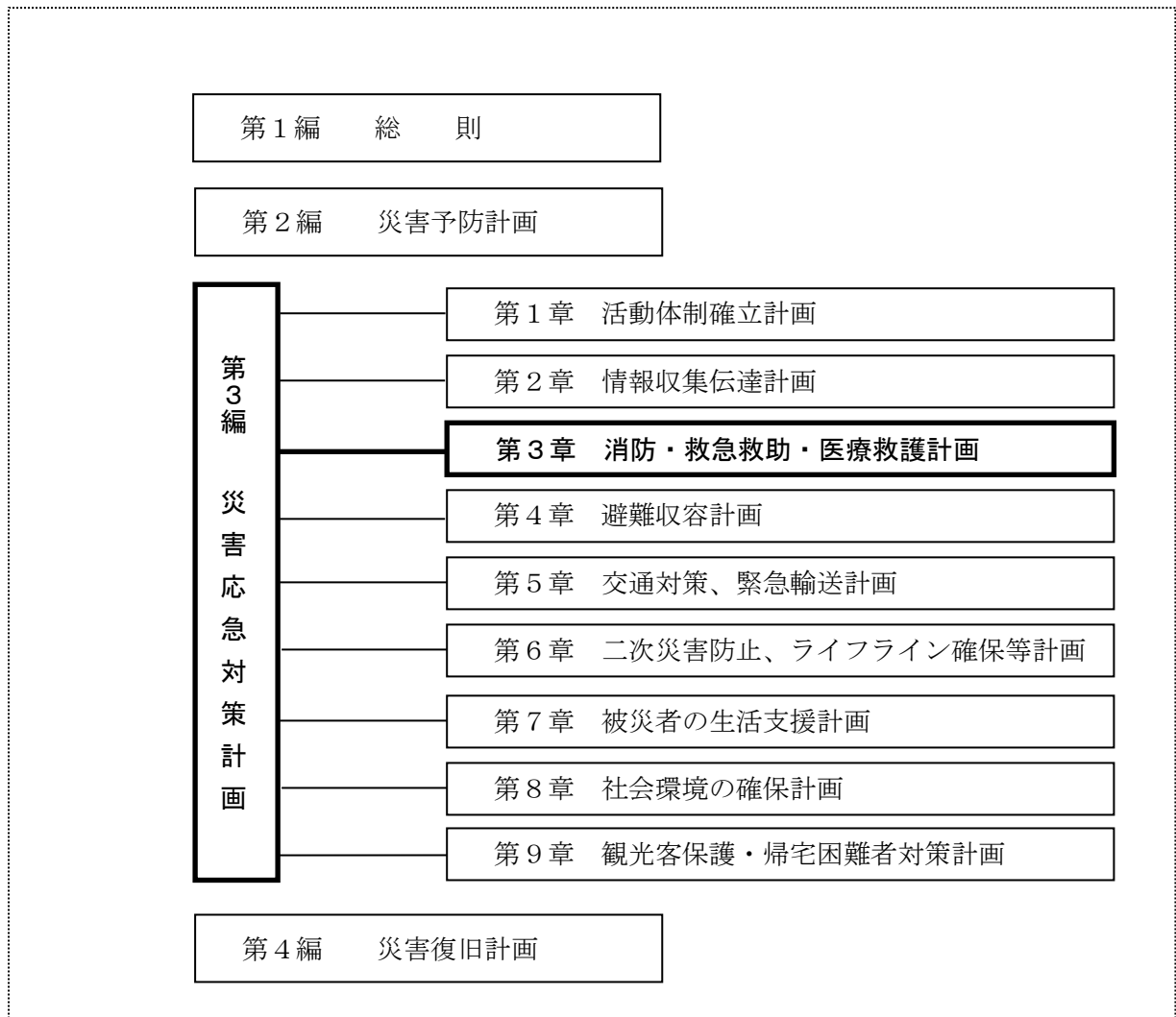
第3節 通信運用計画

〔一般対策計画編 第3編 第2章 第2節「通信運用計画」 P 応－16 参照〕

第4節 広報活動計画

〔一般対策計画編 第3編 第2章 第3節「広報活動計画」 P 応－19 参照〕

第3章 消防・救急救助・医療救護計画



第1節	消防活動計画		18
第2節	救急救助計画		18
第3節	医療救護計画		18

第1節 消防活動計画

〔一般対策計画編 第3編 第3章 第1節「消防活動計画」 P 応－22 参照〕

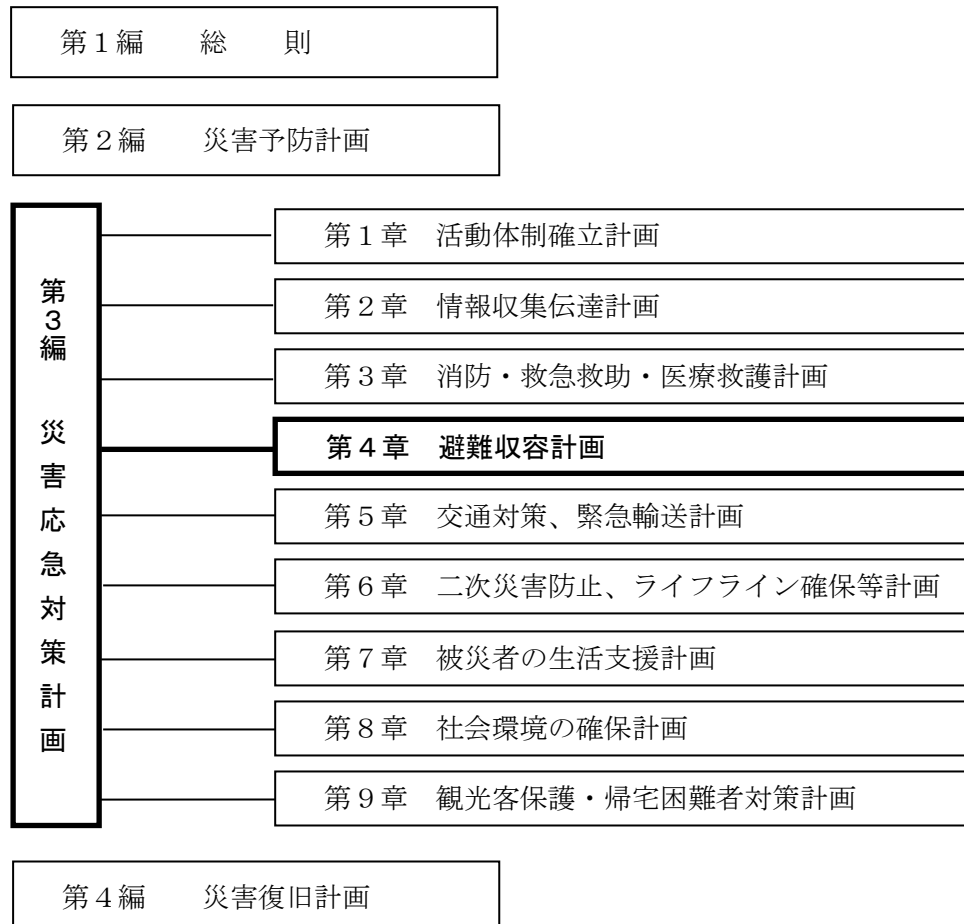
第2節 救急救助計画

〔一般対策計画編 第3編 第3章 第2節「救急救助計画」 P 応－26 参照〕

第3節 医療救護計画

〔一般対策計画編 第3編 第3章 第3節「医療救護計画」 P 応－27 参照〕

第4章 避難收容計画



第1節	避難計画、避難所の開設・運営	20
第2節	要配慮者応急対策計画	20

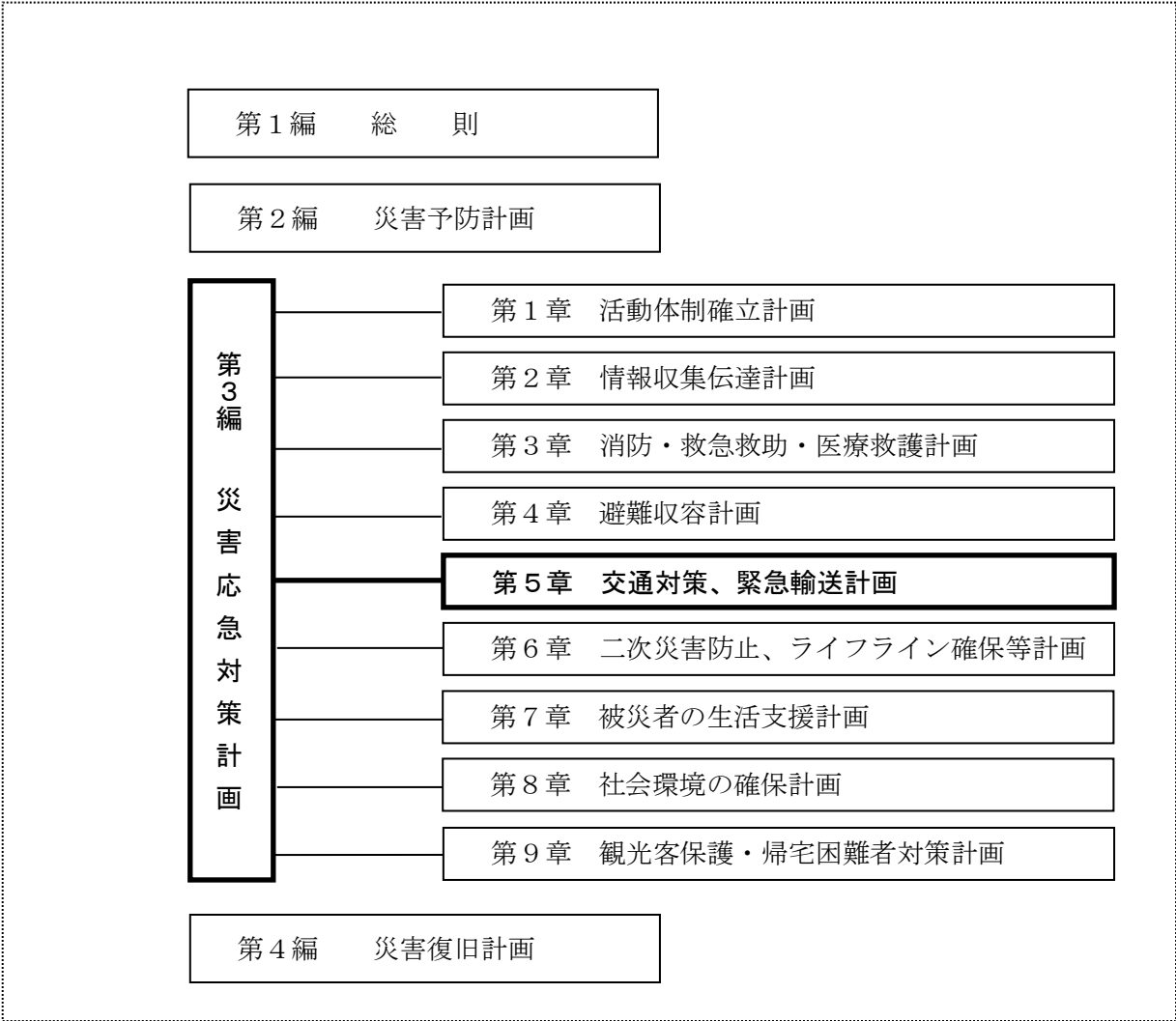
第1節 避難計画、避難所の開設・運営

〔一般対策計画編 第3編 第4章 第1節「避難計画、避難所の開設・運営」P 応－32 参照〕

第2節 要配慮者応急対策計画

〔一般対策計画編 第3編 第4章 第2節「要配慮者応急対策計画」P 応－41 参照〕

第5章 交通対策、緊急輸送計画



	第1節 交通対策計画	22
	第2節 緊急輸送計画	22

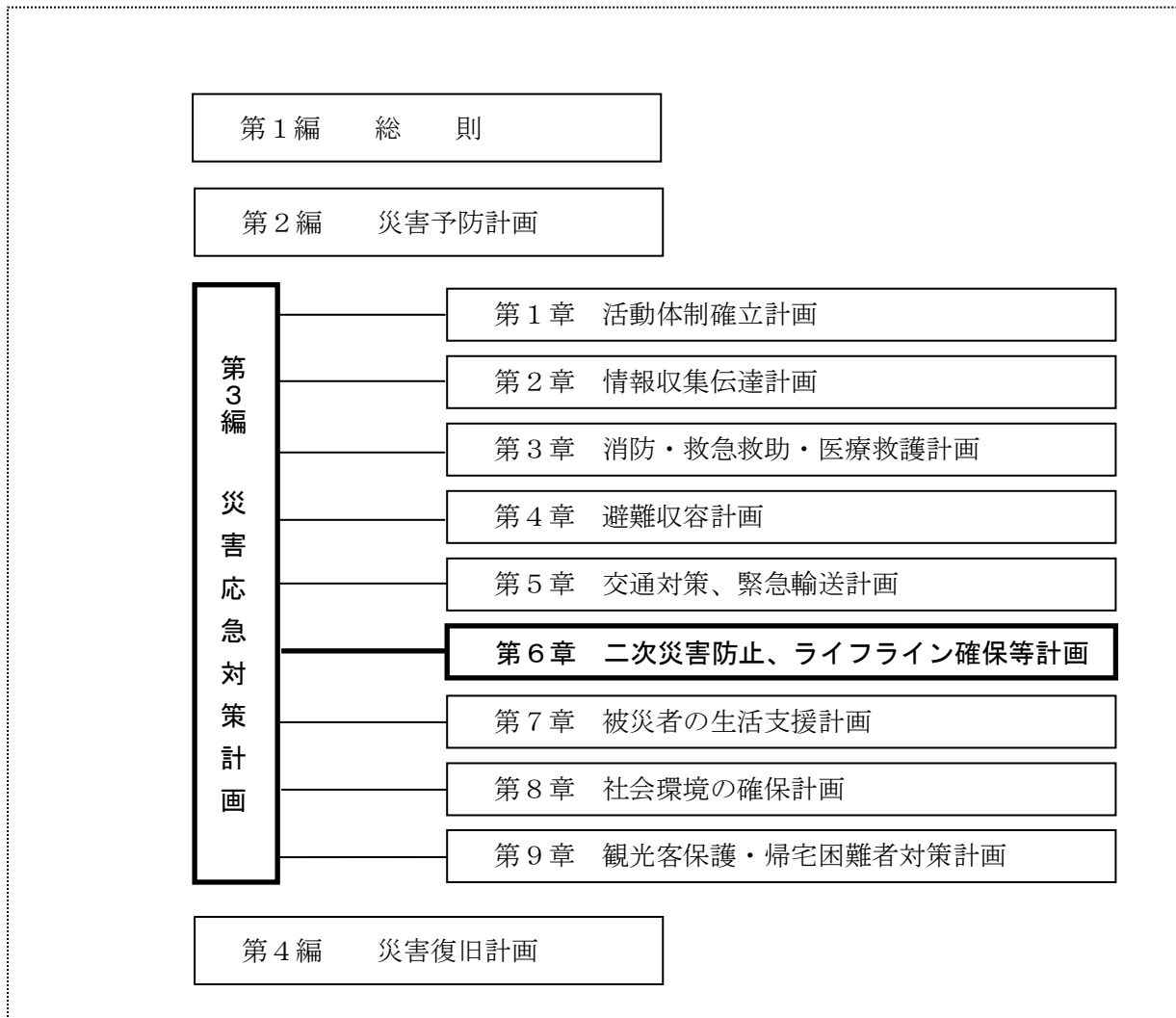
第1節 交通対策計画

〔一般対策計画編 第3編 第5章 第1節「交通対策計画」P 応-45 参照〕

第2節 緊急輸送計画

〔一般対策計画編 第3編 第5章 第2節「緊急輸送計画」P 応-50 参照〕

第6章 二次災害防止、ライフライン確保等計画



第1節	二次災害防止対策計画	24
第2節	公共施設等応急復旧計画	32
第3節	ライフライン等応急復旧計画	32
第4節	農林水産業施設応急対策計画	32
第5節	水防活動計画	32

第1節 二次災害防止対策計画

地震発生による二次災害により、危険物施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物施設、高圧ガス施設に火災・爆発・漏えい等が発生した時は、災害防止のため、その施設の形態に合わせて迅速かつ的確に応急措置を講ずる。また、被害の発生に際して、防災関係機関は、相互に協力して被害の拡大防止及び軽減に努める。

第1 危険物施設の応急対策

危険物施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物施設、高圧ガス施設は、地震発生による二次災害の防止のため、直ちに次の措置を講ずる。

1 市、府等の行う災害応急対策

市及び府は、地域防災計画及び防災関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、防災関係機関相互の密接な連絡協力の下に、次の応急対策を実施する。

(1) 連絡通報

市長は、消防本部と連携を保ちながら、被災現場に職員を派遣するなどの措置により、被災状況の実態を適確に把握し、府、その他関係機関に被害速報を行うとともに、逐次、中間報告を行う。

(2) 消防応急対策

消防本部及び消防団は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施し、必要に応じて他の消防機関及び府への応援要請をする。

(3) 広報活動

危険物災害による不安、混乱の防止又は避難指示による避難の徹底等のため、市、府、報道機関等は、相互に協力して広報車、広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等を媒体とする広報活動を行う。

2 危険物施設の損傷確認

責任者は、地震等の異常発生時には、直ちに危険物の流出あるいは爆発のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の被害・損傷等異常の有無を目視等により確認し、次のような応急措置をとる。

① 異常のない場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。

② 異常が生じた場合には、責任者は、次の自衛防災活動を行う。

(ア) 消防署及び防災関係機関への通報並びに応援要請

(イ) 初期防御

(ウ) 危険区域、立入禁止区域の設定

(エ) 従業員等の避難

(オ) 付近住民等への危険周知及び避難誘導

第2 火薬類貯蔵施設の応急対策

1 火薬類貯蔵施設の損傷確認

責任者は、地震等異常発生時には、直ちに施設の損傷状況を目視等により、異常の有無を確認し、次のような応急措置を講ずる。

(1) 異常のない場合、保安要員を確保し、余震による被害発生に備える。

(2) 異常が発生した場合、責任者は、次の自衛防災活動を行う。

- ① 爆発及び誘爆の回避措置
- ② 危険区域、立入禁止区域の設定
- ③ 火災拡大、延焼及び類焼の回避措置
- ④ 警察及び消防等への通報
- ⑤ 従業員等の避難
- ⑥ 付近住民等への危険周知及び避難誘導

2 火災発生時の措置

火災が発生したとき、市及び防災関係機関は、次の措置を講ずる。

(1) 引火爆発の危険が少ない場合

- ① 被災者の救出救護
- ② 警戒区域の設定
- ③ 飛散火薬類の発見回収
- ④ 二次爆発の防止措置

(2) 引火爆発のおそれがある場合

火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、責任者と連携し、速やかに火薬類の安全な場所への搬出の措置を講じ、関係者以外の立入りを禁止する。

(3) 搬出するいとまがない場合

搬出している時間がない場合は、爆発により危険の及ぶ区域に警戒区域の設定措置を講じ、市民の避難誘導又は立入禁止等の警戒措置を講ずる。

(4) 運搬に支障があると認められる場合

地震のため自動車による火薬類運搬に支障があると認められるときは、京都府公安委員会が緊急措置を講じ、その運搬を禁止する。

第3 毒物・劇物施設の応急対策

1 取扱責任者の措置

地震動による毒物・劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、責任者において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講ずるとともに、直ちに京都府中丹東保健所、消防署及び綾部警察署に届け出る。

2 緊急措置

毒物、劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合は、綾部市、防災関係機関及び府が協力し、周辺住民の避難指示等、人命の安全確保のための措置を講ずるとともに、中毒防止等の広報活動を行う。

第4 高圧ガス施設の応急対策

1 高圧ガス貯蔵・製造・消費施設等の損傷確認

責任者は、地震等異常発生時には、直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器等により、異常の有無を確認し、次のような応急措置を講ずる。

- (1) 異常のない場合には、保安要員を確保し、余震による被害発生に備える。
- (2) 異常が発生した場合には、責任者は、次の自衛防災活動を行う。
 - ① ガス遮断等の緊急措置
 - ② 危険区域、立入禁止区域の設定
 - ③ 火災拡大、延焼及び類焼の回避措置
 - ④ 消防署、京都府高圧ガス地域防災協議会等の防災関係機関への通報及び応援要請
 - ⑤ 従業員等の避難
 - ⑥ 付近住民等への危険周知及び避難誘導

- (3) 消防本部及び関係機関は、相互に連携を図り、責任者とともに上記の措置に協力する。

2 爆発火災等発生時の災害応急対策

爆発火災等の発生に際しては、状況に応じて次の措置を講ずる。なお、経済産業省近畿経済産業局は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急命令を行うものとする。

- (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会・防災指定事業所への出動要請
- (2) 負傷者の救出救護
- (3) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 避難誘導
- (5) 消火及び防火並びに爆発防止活動及び広報活動
- (6) 緊急時確保路線の確保
- (7) 引火性、発火性及び爆発性物質の移動
- (8) 遺体の処理

第5 原子力以外の放射性物質応急対策

1 災害発生時の措置

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者は、直ちに防災関係機関に通報するとともに、責任者及び防災関係機関は、次の応急措置を講ずる。

- (1) 京都府への放射線量測定依頼
- (2) 危険区域の設定と立入禁止制限
- (3) 危険区域内住民の退避措置
- (4) 被ばく者の救出、救護
- (5) 交通規制
- (6) 人心安定のための広報活動

(7) その他の災害状況に応じた必要な措置

第6 土砂災害等の応急対策

地震により地すべりが誘発、助長され、急傾斜地にあつては崩壊・崩落が発生し、これらによる被害の発生が想定される。これを避けるため、各関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

1 危険箇所の緊急調査

大地震が発生した場合、危険箇所緊急調査員は、直ちに自治会長又は自主防災組織等と連携をとり、地すべり危険地域、急傾斜地崩壊危険箇所、危険急傾斜地及び山地災害危険地区等の土砂災害の危険箇所の緊急調査を行う。

2 危険箇所が判明した場合

(1) 危険箇所が判明した場合、災害対策本部本部長は、危険の度合いにより、関係地区に対して避難指示を行う。

(2) 何らかの異常が判明した場合で、直ちに危険がないと判断される場合でも、これを直ちに災害対策本部に報告する。災害対策本部は、直ちに専門家又は要員を現場に派遣し、調査及び応急処置を講ずる。

(3) 本部長が避難指示を行った場合は、本編第4章「避難収容計画」に従い、避難を行う。

3 復旧対策

(1) 地震を原因とする土砂災害が発生した場合は、施設の管理者と共同して、速やかに復旧計画を作成するとともに、これに基づいて従前の効用を回復させる。

(2) 地震により被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。また、速やかに復旧計画を作成するとともに、被害状況に応じた復旧に努める。

4 二次災害防止対策

市は復旧対策を講ずるとともに、引き続いて地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の点検及び巡視等の二次災害防止対策を行う。

第7 河川・ため池の応急対策

地震により、河川及びため池等の堤防の決壊と、それによる水害が発生し、これらによる被害の発生が想定されるため、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

1 危険箇所の緊急調査

大地震が発生した場合、河川若しくはため池等の危険箇所又は住民からの通報のあった箇所について、危険箇所緊急調査員は、直ちに河川管理者、ため池管理者、水利組合、自治会又は自主防災組織等と連携をとり、緊急調査を行う。

2 危険箇所が判明した場合

(1) 危険な箇所が判明した場合、災害対策本部本部長は、その危険度の状況に応じ、関係地区に対し避難指示を行う。

(2) 何らかの異常が判明した場合で、直ちに危険がないと判断される場合でも、これを

速やかに災害対策本部に報告する。災害対策本部は、直ちに管理者等と連携して、専門家又は要員を現場に派遣し、調査及び応急処置を施す。

- (3) 災害対策本部本部長が避難指示を行った場合は、本編第4章「避難収容計画」に従い、避難を行う。

3 応急復旧対策

内水の排除に努め、被害の軽減を図るとともに、堤防、護岸の崩壊箇所等について、ビニールシートによる河川水浸透防止工事、土のう・矢板での締め切り工事等の応急対策を行う。

4 水防活動

水防活動は、綾部市水防計画に基づき、おおむね次のとおりとする。

- (1) 河川、堤防等を巡視し、水防上の危険性があると認められる場合は、管理者に連絡し、必要な措置を講ずる。
- (2) ため池の決壊の危険性があると認められる場合は、警戒員を設置し、巡視する。
- (3) 水防上、必要がある場合は、資機材を重点配置し、必要な措置を講ずる。
- (4) 地震で堤防が決壊し、人命に危険性が切迫していると認められる場合、災害対策本部本部長は、関係地区住民に避難の指示を行う。なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守る最善の行動をとるよう促す。避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。

5 河川関係障害物の除去

地震時の緊急調査において、河川、公共下水道・排水路等において、浮遊物、流下浮遊物、その他の障害物を発見した場合は、除去可能なものは、必要に応じて応急除去する。

除去不能なものについては、これを直ちに綾部市災害対策本部に報告する。また、災害対策本部は、直ちに管理者等と連携して、要員を現場に派遣し、必要に応じて除去する。

第8 公共施設応急対策

地震発生時には、建築物等の機能を保持するため、各公共施設管理者は、本部長の指示の有無に係わらず、自主的に災害対策活動を行い被害の軽減を図る。また、公共施設は、地震発生後における消防、医療、救助・救急、避難、防疫等の市民の安全確保のための災害対策活動拠点施設となることから、地域の速やかな復旧に資するため、公共建築物の応急対策を行う。

1 公共施設応急対策

公共施設のうち、災害対策・復旧活動の拠点となる施設の管理者は自主的かつ迅速に建築物等の被害状況の把握を行う。

(1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な

応急対策を行い、被害の軽減を図る。また、地震時の出火及びパニック防止を重点とし、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

- ① 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期す。
- ② 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ③ 緊急時には関係機関に通報して応急措置を講ずる。
- ④ 避難所になった場合には、防火等の安全性について十分な措置を講ずる。
- ⑤ 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。
- ⑥ 余震に備え、利用者、入所者等を、一時、安全な場所に避難させる。

(2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況は速やかに綾部市災害対策本部をはじめ関係機関に報告を行う。

(3) 被害状況調査

地震災害発生時には、各施設管理者は、その施設の被害状況は速やかに災害対策本部をはじめ関係機関に報告を行うとともに、災害対策本部は、京都府中丹広域災害対策・警戒支部にその被害報告を行い、必要に応じて国及び地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

① 応急危険度判定調査

建築物の傾斜及び沈下並びに構造体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図る。

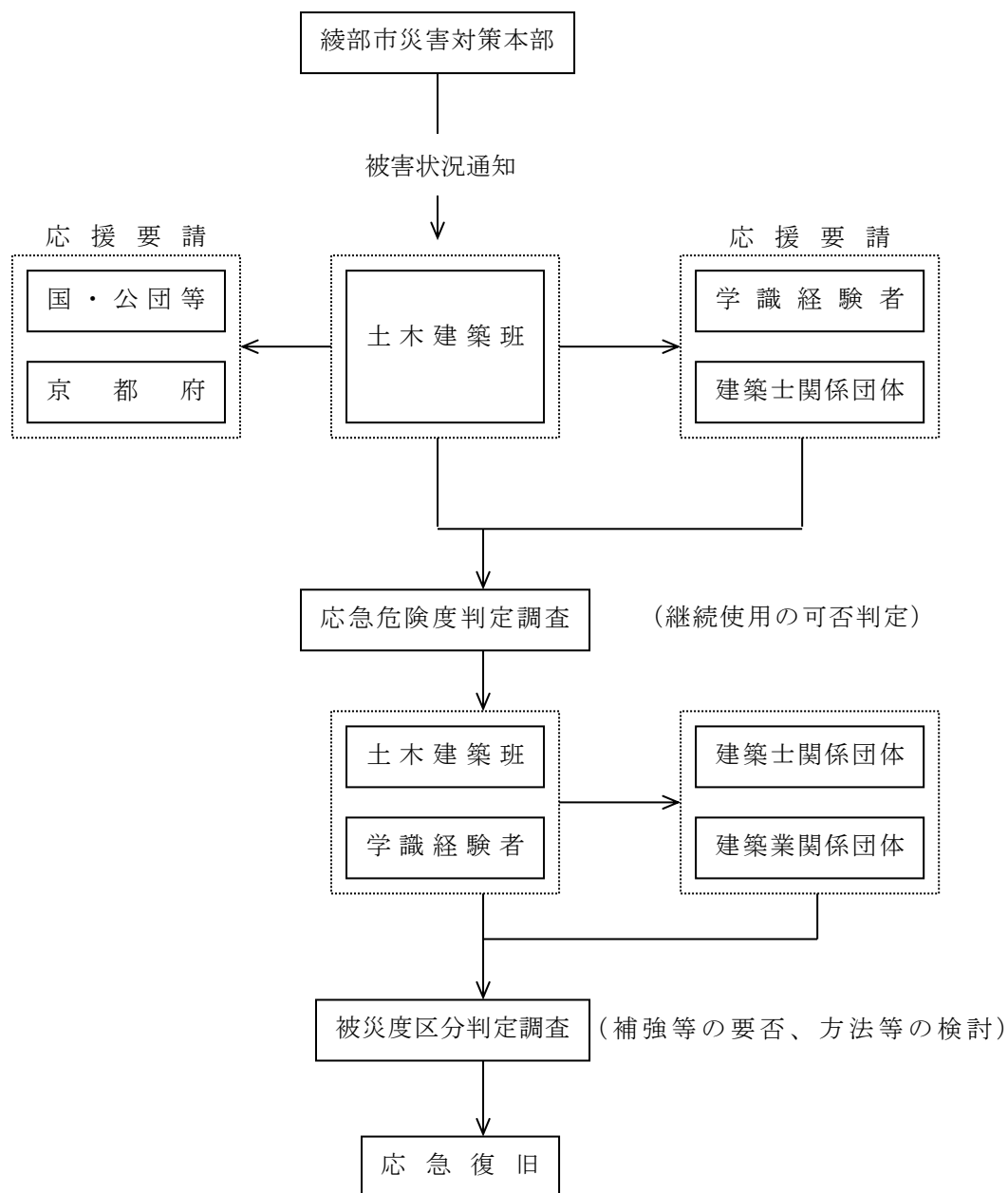
② 被災度区分判定調査

建築物の傾斜及び沈下並びに構造体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の要否を判定する。

(4) 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

公共施設等の応急復旧フロー



第9 一般建築物応急対策

一般建築物について、二次災害を防止するため、公共施設に準じて被害状況調査を行う。

第10 中・高層建築物応急対策

中・高層建築物は、いわゆる「雑居ビル」的な色彩が濃いので、各テナントの強力な連携を保つため、共同防火管理体制を図り、次の事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期す。

- 1 地震発生時におけるパニックの防止措置
- 2 出火防止及び初期消火活動
- 3 人命の救護
- 4 安全な避難誘導措置
- 5 防火関係機関・地域防災団体との連絡及び災害に関する情報収集並びに伝達

第11 市庁舎等の応急修理

1 災害応急対策計画

(1) 市域で地震が発生した場合には、次の措置を講ずる。

① 被害状況の把握

市庁舎等の各施設管理部局は、速やかに被害状況を調査する。

② 修理の対応

各施設管理部局は、被害状況を把握し、被害が軽微な場合は、応急修理を実施するとともに、被害が著しい場合には、企画総務部と協議の上、修理を行う。なお、必要に応じて建設部は協力する。

(2) 市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、次の措置を講ずる。

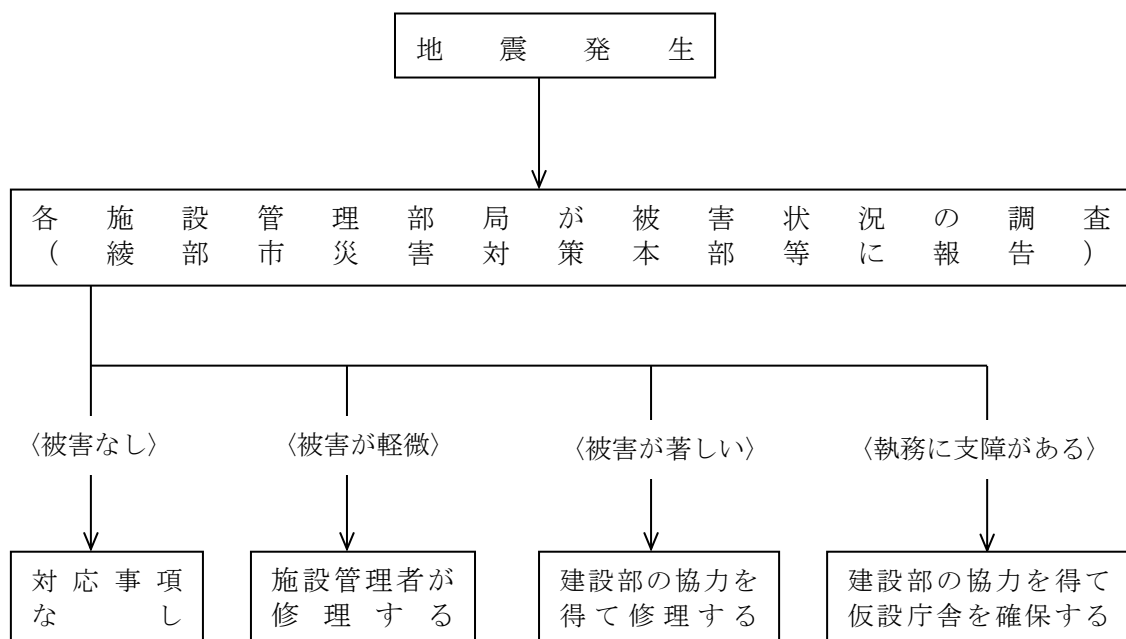
① 被害状況の把握

市庁舎等の施設管理部局は、速やかに被害状況を調査し、綾部市災害対策本部等に報告する。なお、市庁舎等の被害が著しく、執務に支障がある場合は、各施設管理部局は、必要に応じて仮設庁舎を確保する。

② 修理の対応

①と同様の対応を行う。

市庁舎等の応急修理のフロー



第2節 公共施設等応急復旧計画

〔一般対策計画編 第3編 第6章 第1節「公共施設等応急復旧計画」 P 応－54 参照〕

第3節 ライフライン等応急復旧計画

〔一般対策計画編 第3編 第6章 第2節「ライフライン等応急復旧計画」 P 応－55 参照〕

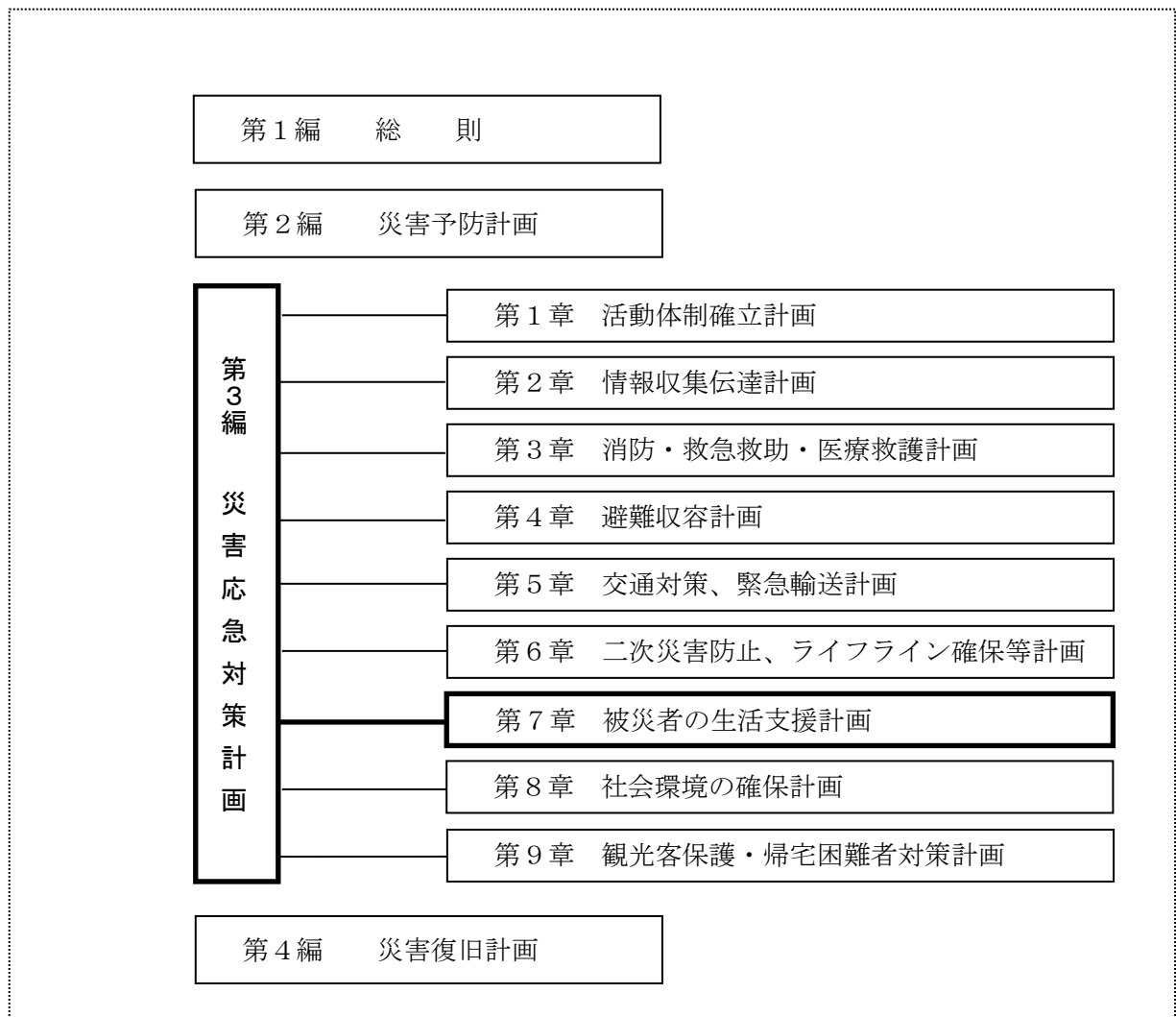
第4節 農林水産業施設応急対策計画

〔一般対策計画編 第3編 第6章 第3節「農林水産業施設応急対策計画」 P 応－59 参照〕

第5節 水防活動計画

〔一般対策計画編 第3編 第6章 第4節「水防活動計画」 P 応－61 参照〕

第7章 被災者の生活支援計画



	応一
第1節 災害救助法適用計画	34
第2節 給水計画	34
第3節 食料供給計画	34
第4節 生活必需品供給計画	34
第5節 住宅応急確保計画	34
第6節 文教対策計画	35
第7節 ボランティア受入計画	35

第1節 災害救助法適用計画

〔一般対策計画編 第3編 第7章 第1節「災害救助法適用計画」 P 応－63 参照〕

第2節 給水計画

〔一般対策計画編 第3編 第7章 第2節「給水計画」 P 応－67 参照〕

第3節 食料供給計画

〔一般対策計画編 第3編 第7章 第3節「食糧供給計画」 P 応－69 参照〕

第4節 生活必需品等供給計画

〔一般対策計画編 第3編 第7章 第4節「生活必需品供給計画」 P 応－71 参照〕

第5節 住宅応急確保計画

〔一般対策計画編 第3編 第7章 第5節「住宅応急確保計画」 P 応－74 参照〕

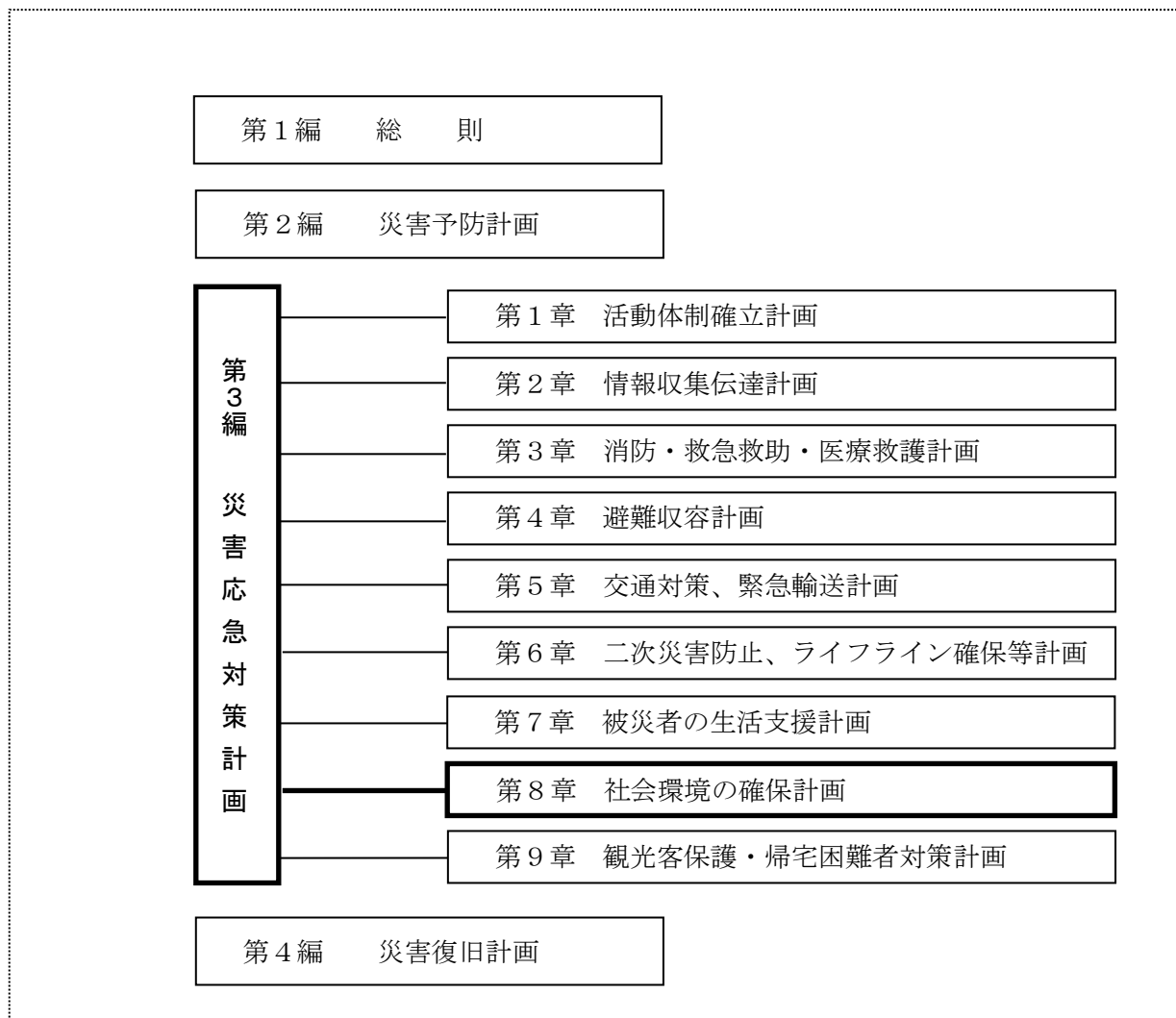
第6節 文教対策計画

〔一般対策計画編 第3編 第7章 第6節「文教対策計画」P 応－77 参照〕

第7節 ボランティア受入計画

〔一般対策計画編 第3編 第7章 第7節「ボランティア受入計画」P 応－80 参照〕

第8章 社会環境の確保計画



	第1節	防疫及び保健衛生計画	37
	第2節	廃棄物処理計画	37
	第3節	行方不明者の搜索、遺体の埋葬計画	37
	第4節	環境保全に関する計画	37
	第5節	社会秩序の維持計画	37

第1節 防疫及び保健衛生計画

〔一般対策計画編 第3編 第8章 第1節「防疫及び保健衛生計画」 P 応－83 参照〕

第2節 廃棄物処理計画

〔一般対策計画編 第3編 第8章 第2節「廃棄物処理計画」 P 応－85 参照〕

第3節 行方不明者の搜索、遺体の埋葬計画

〔一般対策計画編 第3編 第8章 第3節「行方不明者の搜索、遺体の埋葬計画」 P 応－87 参照〕

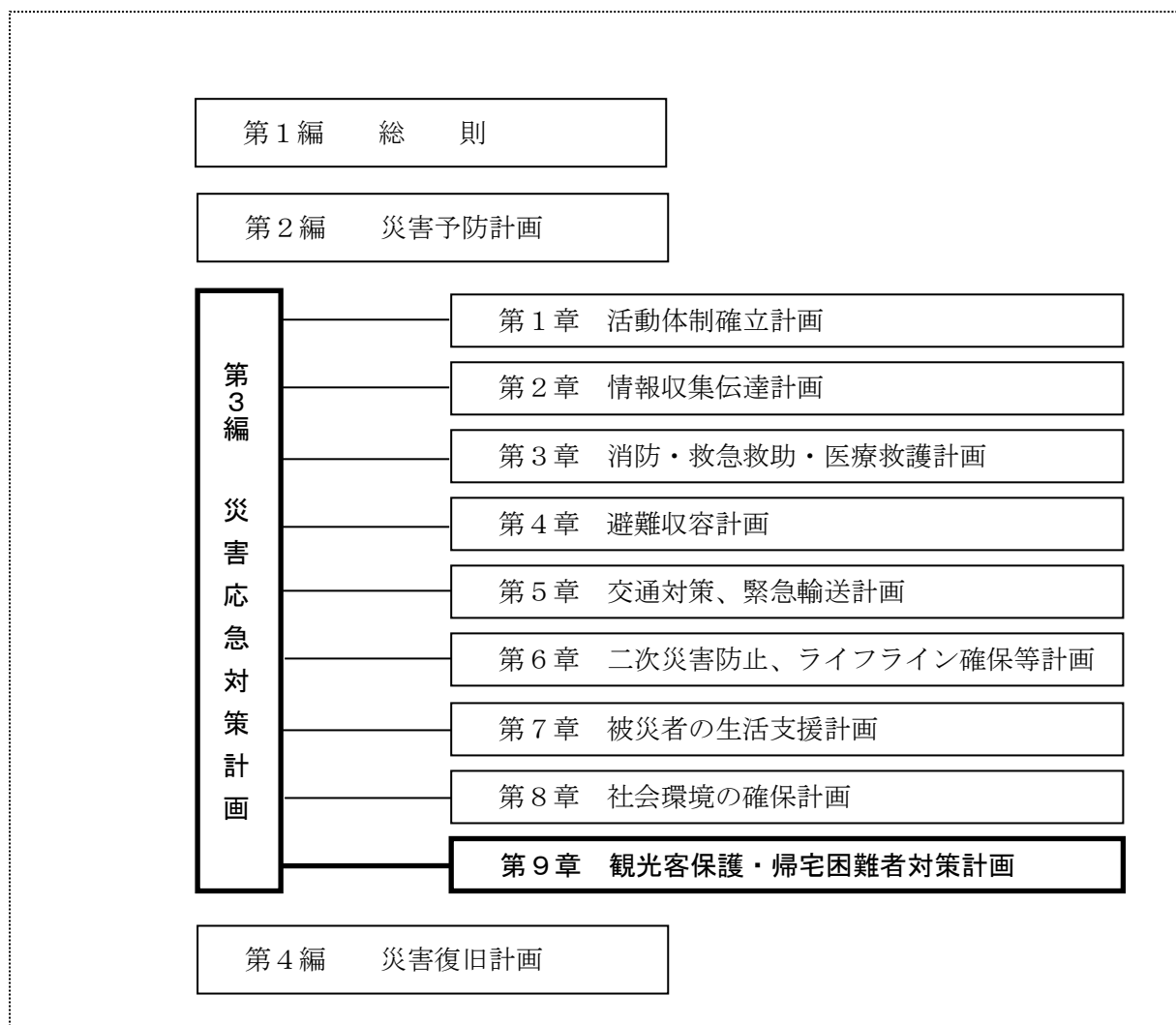
第4節 環境保全に関する計画

〔一般対策計画編 第3編 第8章 第4節「環境保全に関する計画」 P 応－89 参照〕

第5節 社会秩序の維持計画

〔一般対策計画編 第3編 第8章 第5節「社会秩序の維持計画」 P 応－90 参照〕

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画



〔一般対策計画編 第3編 第9章「観光客保護・帰宅困難者対策計画」 P応-92 参照〕

第4編 災害復旧計画

一般対策計画編
震災対策計画編
第1編 総則
第2編 災害予防計画
第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧計画
資料編

	復一
第1章 公共土木施設災害復旧計画	1
第2章 農林業施設災害復旧計画	1
第3章 資金計画	1
第4章 被災者等生活再建支援計画	1

第1章 公共土木施設災害復旧計画

〔一般対策計画編 第4編 第1章 「公共施設災害復旧計画」 P復-1 参照〕

第2章 農林業施設災害復旧計画

〔一般対策計画編 第4編 第2章 「農林業施設災害復旧計画」 P復-2 参照〕

第3章 資金計画

〔一般対策計画編 第4編 第3章 「資金計画」 P復-3 参照〕

第4章 被災者等生活再建支援計画

〔一般対策計画編 第4編 第4章 「被災者等生活再建支援計画」 P復-5 参照〕